

第2章 各種環境施策

第1節 脱炭素社会の実現



地球温暖化は、気温を上昇させるだけでなく地球全体の気候を大きく変える「気候変動」を引き起こします。すでに世界各地では、自然環境や人の暮らしに、様々な影響や被害が現れており、その深刻さから近年は「気候危機」という言葉も使われるようになりました。

各国の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えるために設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が2018年に公表した「1.5℃特別報告書」において、世界の平均気温が産業革命前と比べて1.5℃上昇した場合と2℃上昇した場合では、社会システムや生態系に対する影響に明らかな違いがあることが示され、「気候変動の影響を小さく収めるためには、気温の上昇を1.5℃にとどめること」が求められています。また、IPCCが2021年8月に公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)では、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定されました。これらの科学的知見を踏まえ、国際社会では、2021年11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、各国の温室効果ガス削減目標の再検討が求められるとともに、世界の気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求することが合意されました。

わが国では、2020年10月に、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ*をめざす宣言がなされました。2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明され、その後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や「地球温暖化対策計画」の改定が行われるなど、脱炭素化の取組みが加速しています。

1 地球温暖化対策に関する計画等

(1) 大阪市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]

大阪市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2021年3月に策定した「大阪市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]」において、2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030年度までの温室効果ガス排出量を30%削減(2013年度比)することを目標としていましたが、脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえ、2050年の「ゼロカーボン おおさか」の実現という未来のあるべき姿から振り返って考える「バックカスティング」の考え方により、削減目標を50%削減(2013年度比)に引き上げ、地球温暖化対策を一層強化していくため、同計画の改定計画を2022年10月に策定しました。

同改定計画に基づき、市域からの温室効果ガ

ス排出量を削減するため、再生可能エネルギー*の普及拡大による化石燃料からの転換、徹底したエネルギー消費の抑制とエネルギー効率の向上によるエネルギー使用量の削減を行い、それでも削減しきれないものを吸収源対策等の域外貢献で補うこと(オフセット)により、「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざします。

なお、同改定計画は、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画として、温室効果ガスの排出を削減する取組み(緩和策)を行ったとしても、温暖化の進行により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響を防止、軽減する取組みとして、気候変動への適応策についても定め、施策の充実・強化を進めています。

(2) 市域からの温室効果ガス排出量

これまでの地球温暖化対策の取組みにより、2021年度における大阪市域からの温室効果ガス排出量は

2013年度比で約22%減となっています。



(注) 2021年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報動向未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値。

(3) 大阪市域における部門別 CO₂ 排出量の推移

2021年度に大阪市域で排出された温室効果ガスの約91%はCO₂となっています。

2021年度における部門別排出量を2013年度と比較すると、産業部門(製造業など)、業務部門(オフィスなど)、家庭部門、運輸部門(自動車・鉄道)はそれぞれ減少していますが、廃棄物部門は増加しています。

部門別 CO₂ の推移

部門	2013年度 排出量 (万トン-CO ₂)	2021年度 排出量 (万トン-CO ₂)	増減率
産業	594	455	▲ 23%
業務	624	362	▲ 42%
家庭	438	335	▲ 24%
運輸	269	257	▲ 4%
廃棄物	50	54	7%
合計	1,975	1,462	▲ 26%

(注) 端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

(4) おおさかスマートエネルギープラン

大阪市では、大阪府とともに、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に続くプランとして、大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、大阪府市エネルギー政策審議会からの答申等を踏まえ、2030年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施するエネルギー関連施策の取組みの方向性を提示した「おおさかスマートエネルギープラン」を2021年3月に策定しました。

2021年度からは、同プランに基づき、再生可能エネルギーの利用率の倍増、エネルギー効率の向上をめざして、府市が一体となって取組みを進めています。

目標(2030年度)

自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)	250万kW以上
再エネ利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)	35%以上
エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)	40%以上改善 (2012年度比)

2 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用

(1) 再生可能エネルギーの活用

① 市有施設への太陽光発電設備の設置

大阪市では、脱炭素型の仕組みを組み込んだまちづくりを促進するため、市有施設等への再生可能エネルギー等の導入を推進しており、市有施設への太陽光発電設備の導入量の合計は令和4年度末現在、264施設、発電出力は約9,100kW(9.1MW)となっています(下記、屋根貸し事業分を含む)。

また、小中学校の校舎や体育館の屋上を活用し、民間事業者が太陽光発電設備を設置して発電を行う、いわゆる「屋根貸し事業」を実施しており、現地調査により設置可能とした181校を対象に、平成30年度から令和2年度までに約6,800kW(6.8MW)の太陽光発電設備の設置が完了しました。令和4年度までの累積発電量は約2,690万kWhとなっています。

② 「大阪ひかりの森」・「大阪ひかりの泉」プロジェクト

臨海部埋立地の夢洲にある一般廃棄物処分場を活用し、民間事業者と連携して、平成25年11月から1万kW(10MW)規模の大規模太陽光発電(メガソーラー)事業(「大阪ひかりの森」プロジェクト)を開始するとともに、平成26年2月から、電気自動車(EV)で使用した電池を再利用したメガソーラーの出力安定化の実証を行いました。令和3年度からは、ローカル5G*を活用した施設の遠隔監視・点検作業による、太陽光発電のオペレーションの高度化・効率化の実証実験を進めています。

また、平成26年5月からコスモスクエア海浜緑地計画地を活用し、民間事業者による、2,000kW(2MW)規模のメガソーラー事業(「大阪ひかりの泉」プロジェクト)が実施されています。

③ 再生可能エネルギーの調達促進

再生可能エネルギー電気の調達を、幅広い取組みとして展開、支援していくため、企業等の再生可能エネルギー100%に向けた取組みを支援する「再エネ100宣言 RE Action」の趣旨に賛同し、令和3年3月31日に大阪府市ともにアンバサダーに就任しました。大阪府とも連携し、関係団体等との交流・連携などを通じ、企業等による再生可能エネルギー電気の調達を促進しています。

また、域外からの再生可能エネルギー電気の調達促進の取組みの一環として、令和3年3月に本市、福島県浪江町及び大阪府において、再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定を締結し、令和4年10月に浪江町の太陽光発電所と府内需要家とのマッチングが成立しました。本市と大阪府では、再生可能エネルギーの利用拡大等にとどまらず、脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出も含めた連携の取組みを進めていきます。



連携協定締結式

(2) 都市インフラ等における未利用エネルギー*の活用

① ごみ焼却余熱の活用

ごみ焼却工場では、ごみ焼却余熱を利用した発電を実施しており、そのうち近隣施設への蒸気供給利用を3工場で行っています。令和4年度におけるごみ焼却余熱による焼却工場での発電実績は、約5億kWh/年であり、工場での消費分を除いた小売電気事業者等への送電電力量は、約3億1千万kWh/年となっています。

② 下水処理過程で発生する資源の有効利用

下水処理過程で発生する汚泥*や消化ガスの有効利用を進めています。

汚泥の有効利用においては、平成26年4月より、PFI(民間の技術等の活用)による汚泥固形燃料化施設を供用開始し、令和4年度は約4,863トンの石炭代替燃料が生成され、火力発電所で有効利用されました。

また、消化ガスの有効利用については、6下水処理場(中浜、津守、大野、海老江、放出、住之江)において、発生した消化ガスのほぼ100%を有効利用しており、うち4下水処理場(大野、海老江、放出、住之江)においては、固定価格買取制度(FIT)を活用した消化ガス発電事業を行っています。

③ 上水道施設における小水力発電

配水池流入水の残存水圧を利用した小水力発電設備を導入し、再生可能エネルギーの利用向上を進めています。

長居配水場、咲洲配水場では発電した電力を配水ポンプ運転用動力の一部として利用することで商用電力の消費を抑制しています。

また、泉尾配水場では、固定価格買取制度(FIT)を活用した全量売電を行っています。



長居水力発電設備

〔導入年度〕

- ・平成16年度 長居配水場
- ・平成25年度 泉尾配水場
- ・平成30年度 咲洲配水場

(3) 帯水層蓄熱の活用

大阪市内は地下水が豊かで、地上には熱需要の高い建築物が集中しているため、地中熱利用の適地と考えられています。これまで、地中熱利用のひとつである帯水層蓄熱のポテンシャル(市内)に関する情報をマップ化・公開するとともに、産学官連携による実証事業を実施しました。実証成果をもとに国家戦略特区による地下水採取規制の緩和を要望し、令和元年9月にうめきた2期地区において特区が認められました。現在、同地区への帯水層蓄熱を利用した冷暖房システムの導入が進められています。

また、令和元年度には、舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)において、帯水層蓄熱利用冷暖房システムを構築、令和2年度から運転を開始し、地盤環境への影響調査等を行っています。

(4) 水素エネルギーの活用

地域の特徴を活かした水素エネルギーの利活用の拡大や水素・燃料電池関連産業振興の機運の醸成に関する今後の方向性を示した「H₂Osakaビジョン」(平成28年3月策定)の実現に向け、大阪府と連携のもと、産学官が結集するプラットフォーム*となる「H₂Osakaビジョン推進会議」を平成28年8月に設置しています。令和2年8月には、大阪・関西万博における「水素利活用策/プロジェクト提案書」をとりまとめ、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に提案しました。

「H₂Osaka ビジョン推進会議」は、令和3年4月に、水素の製造・供給に強みがある「堺市水素エネルギー社会推進協議会」と統合し、大阪府、大阪市及び堺市の共同運営により、市民等への水素エネルギーに関する情報発信とともに、新たな水素プロジェクトの創出をめざし、事業者間の交流やアイデア創出を図る「場」の提供を行っています。令和4年5月には、大阪・関西万博を契機に、産学官が一体となって取組みを推進するため、「H₂Osakaビジョン2022」を策定し、「水素社会」の実現に取り組んでいます。

大阪市内では、わが国有数の需要地であるという地域性を活かし、新たな技術開発・実証プロジェクトの検討・事業化に取り組んでいます。また、水素に関する正しい知識の普及のため、他自治体や民間企業と連携した啓発活動を実施しています。

3 徹底した省エネルギーの推進

(1) 事業者における省エネ対策の促進

再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用の促進を図る拠点として、大阪府とともに「おおさかスマートエネルギーセンター」を平成25年4月に設置しています。同センターでは、省エネ機器の導入及び住宅・建築物の省エネ化をはじめ、創エネ・蓄

エネ対策にかかる質問や相談をワンストップで受けるとともに、設備導入にかかる各種支援制度の紹介、再エネ設備の共同購入や再エネ電力調達のマッチングなど様々な事業に取り組んでいます。

また、本市独自の取組みとして、中小事業者へ実効性のある環境負荷低減活動の実施とコスト削減を図る

ため、エコアクション 21*などの EMS(環境マネジメントシステム)の普及啓発(セミナー開催等)や関係機関との連携強化を図るとともに、事業活動における使用電力の再エネ化を促進する仕組みづくりを検討するなど、事業者による省エネやCO₂排出量削減を促進しています。

(2) ライフスタイルの変革

大阪市では、大阪府とともに、大阪市をフィールドにナッジ*を活用した啓発による省エネ行動の変容を検証する取組みへ参画するなど、環境ファーストの選択が自然となるような仕掛けづくりに積極的に携わっています。また、「おおさかスマートエネルギーセンター」では、ナッジの考え方を取り入れた太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業などを実施しています。

(3) エコ住宅、ZEB*・ZEH*の普及促進

省エネルギー・省CO₂に配慮された住宅の普及を促進するため、一定の基準を満たす住宅の建設・改修計

画を要綱に基づき「大阪市エコ住宅」として認定しています。令和4年度までに64件3,305戸の計画認定を行いました。また、既存分譲マンションにおける勉強会などに専門家を派遣し、省エネ改修を促進しています。

国のエネルギー基本計画を踏まえ、大阪市の市設建築物のZEBの率先導入に向け、令和元年度に実施した「市設建築物のZEB化に向けた調査業務」の結果をもとに、市有施設のZEB化に向けた事業化の検討を行っています。ZEHの普及に向けては、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業(令和4年度府内累計8棟)、セミナーの開催やZEH紹介動画の公開などを行っています。

(4) VPP*(バーチャルパワープラント)の推進

点在する設備をIoT*により一括制御し、電力需給を調整することで、あたかも1つの発電所(仮想発電所)のように機能させるVPPの実用化に向けて研究に取り組んでいます。

4 CO₂排出削減等に向けた交通システムへの変革

(1) 公共交通の整備と利用促進

2031年の開業をめざしてなにわ筋線の整備を進めるなど、鉄道の利便性の向上に取り組むほか、公共交通の整備を促進し、パークアンドライド*の推進を図るなど過度な自動車交通の抑制を図っています。

(2) 自転車の活用促進

自転車活用推進法が施行されたことを踏まえ、本市として自転車活用を総合的かつ計画的に進めるため、平成31年3月に「大阪市自転車活用推進計画」を策定(令和4年12月改定)しています。本計画に基づき、自転車活用を推進していくための施策として、幹線道路における自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行環境の整備を進めるとともに、駐輪場の確保に努めています。

自転車通行帯等のこれまでの整備状況
(令和元年度～令和4年度):19km

(3) 次世代自動車*の普及促進

大阪市では、自動車の脱炭素化を推進するため、令和3年3月に「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」(以下、「取組方針」という。)を策定し、公用車(乗用車)に電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)を率先して導入するとともに、充電施設等のインフラの設置拡大や情報発信等に取り組むことなどにより、市民や事業者へ

の電動車*をはじめとする次世代自動車の普及促進に取り組んでいます。

① 公用車への次世代自動車の導入

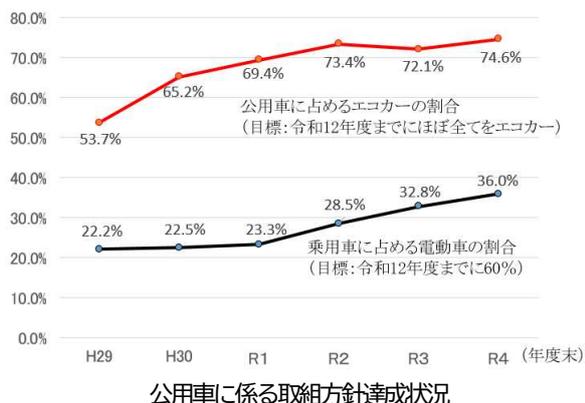
取組方針では、エコカー(次世代自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車*)を選択する余地のない公用車を除き、令和12年度までにほぼすべての公用車をエコカーとするとともに、公用車のうち乗用車については電動車の割合を60%以上とすることをめざしており、電動車の普及促進にも積極的に取組みを進めています。

区役所に配備されている青色防犯パトロール車両にEVを採用し、日々の防犯活動においても脱炭素化を図るとともに、市長・副市長の公用車にもEV1台・PHV2台を導入しています。

また、環境局ではEV2台で「庁内カーシェアリング」として大阪港湾局等と共同利用を行う一方、平成31年2月には、民間事業者と協定を結び、全国に先駆けて廃棄物発電による電力で動く2トン積みのEVごみ収集車の試作車による実証実験を行いました。今後も、廃棄物発電の電力で動くEVごみ収集車の導入に向け、民間事業者の技術開発の動向等を注視するとともに、連携した取組みを進めていきます。

令和4年度末時点の全公用車1,675台(エコカーを選定できない車両を除く)のうち1,250台(74.6%)がエコカーで、その内訳は次世代自動車が661台(EV26台、PHV2台、FCV1台、HV126台、クリーンディ

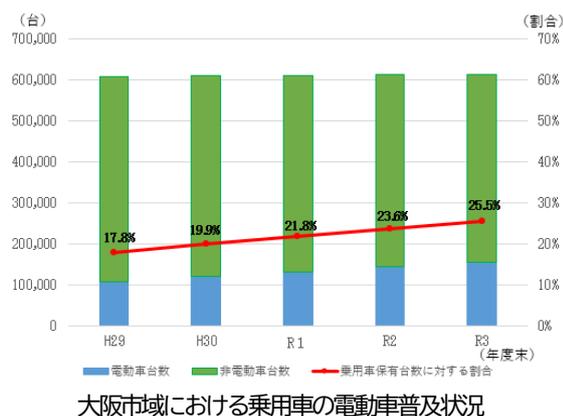
ーゼル車502台、天然ガス自動車 4 台)、低燃費かつ低排出ガス認定車が589台となっています。また、乗用車(178台)に占める電動車(64台)の割合は、36.0%となっています。



② 市民や事業者への次世代自動車の普及促進

同方針では、大阪府域における乗用車の保有台数について、令和 12 年度までに電動車の割合を50% (EV・PHV18%、FCV2%、HV30%)とすることをめざしています。令和3年度末時点の電動車の割合は25.5%となっています。

EVの普及促進を図るためには、EV用充電施設インフラの確保が必要不可欠です。令和 5 年 3 月末時点で本市関連施設等に倍速充電器を 21 基、急速充電器を 10 基、テスラスーパーチャージャー5 基を設置し、一般開放を行っています(民間事業者、指定管理者等による設置分を含む)。これらの施設の位置情報については、民間事業者に提供し、カーナビゲーションシステムなどを通じて発信しています。



③ 燃料電池自動車(FCV)の導入・普及促進

在阪の行政機関や民間事業者で構成する「おおさか電動車協働普及サポートネット」に参画し、平成 27 年 1 月に策定した「大阪府内における水素ステーション整備計画」に基づき、水素ステーション整備事業者に対する支援を行っています。平成 29 年 2 月には、同計画を改訂し、新たな目標として、令和 7 年度までの目標を府内で 28 か所と定め、普及拡大に取り組んでいます。令和 4 年度末現在の水素ステーション数は、府内 9 か所、うち市内 3 か所となっています。

また、令和 2 年 12 月に民間事業者と締結した「エネルギー関連施策の推進に係る連携協定」等に基づき、様々な主体と連携し、水素の社会受容性の向上や燃料電池自動車等次世代自動車の普及に取り組んでいます。さらに令和 4 年 3 月には環境学習事業用に燃料電池自動車 1 台を導入しました。

④ 万博を契機とするバス事業者の脱炭素化の促進

令和 4 年度から、国の補助制度を活用しつつ、府域内のバス事業者等に対し、府市共同で必要な経費の一部を補助することにより、万博の開催に向け、公共交通機関であるバスのZEV(Zero Emission Vehicle)化に集中的に取り組む、本市域をはじめ府域の脱炭素化を推進しています。

・令和 4 年度導入台数:EVバス 18 台

⑤ 電力需給調整力の強化等に向けた V2X*等の普及促進

地域の脱炭素化とも調和のとれる災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの実現に向け、電力需給調整力として蓄電池を有する電気自動車(EV)等と建物や設備との間で充放電することや、災害停電時の電源の確保につながるよう EV 等から放電することができる V2X 及び外部給電器を普及促進しています。

令和 3 年度には V2X システムを生野区役所に構築しており、その効果を市民・事業者に普及啓発していくことで、家庭や事務所ビルでの V2X の導入を促進していきます。

また、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、EV を導入している各区役所に避難所などに持ち運びができる外部給電器を配備し、災害対応力の向上を図ります。

(4) エコドライブ*の促進

大阪府が参画する「大阪自動車環境対策推進会議」(大阪府域における自動車環境対策を積極的に推進する組織)において、府下市町村や会議構成機関、「おおさか電動車協働普及サポートネット」等の関係団体と連携し、エコドライブ講習会の開催、環境関連イベントや商業施設での普及啓発、普及啓発物(エコドライブステッカー、事業者の取組事例集等)の配布など、エコドライブの普及啓発活動を行っています。

(5) 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向け、道路の整備や改良を行っています。また、阪急電鉄京都線・千里線について、淡路駅周辺の高架化により踏切除去、交差道路の整備を実施し、交通阻害の解消を図ります。加えて、公営・民間の駐車場を本市ホームページに掲載するなど、情報提供に努めています。これらの取組を通して、都市環境の改善をめざしています。

5 脱炭素型のまちづくり

(1) 建築物の環境配慮

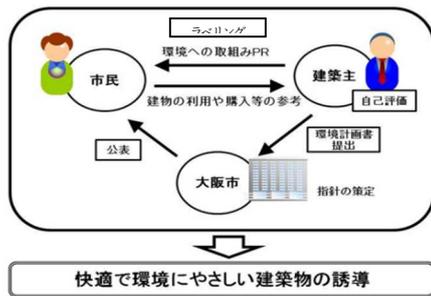
建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」(平成 24 年 4 月施行)に基づき、建築物の環境配慮制度を実施し、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図っています。

① CASBEE* 大阪みらい

一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要を大阪市のホームページ等で広く市民に公表を行っています。

② 省エネ基準適合の促進

一定規模以上の建築物に対して、建築物省エネ法では対象としていない「住宅以外の建築物における断熱性能などの外皮性能への適合」や「住宅における省エネ基準(外皮性能とエネルギー消費量)への適合」について条例により適合を求めています。



③ 再生可能エネルギー利用設備導入の促進

一定規模以上の建築物について、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の導入を検討するよう求めています。

④ 建築物環境性能表示制度(ラベリング)

一定規模以上のマンションなどの募集広告等や工事現場に、環境性能を表示することを求めています。

⑤ 表章制度

環境配慮に優れた物件を「おおさか環境にやさしい建築賞」として表章しています。



<ラベリング>

延床面積	CASBEE大阪みらい	ラベリング	省エネ基準適合		再生可能エネルギー利用設備導入検討	表彰
			住宅以外	住宅		
10,000㎡以上	届出義務	・広告への表示義務 ・工事現場への表示義務	適合義務(注1)	適合義務(高さ60m超のみ)	検討義務	環境配慮に優れた建築物を表彰
2,000㎡以上						
300㎡以上	届出(任意)	広告への表示(任意)	適合義務(注2)			

(注1)建築物省エネ法により一次エネルギー消費量を、市条例により外皮性能を適合義務

(注2)建築物省エネ法により一次エネルギー消費量を適合義務

<建築物の環境配慮制度の対象建築物>

(2) 脱炭素型都市の拠点形成

「みどり」と「イノベーション」の融合拠点をめざす「うめきた(大阪駅北地区)」、効率的なエネルギーの活用など環境に配慮したまちづくりが進められている「中之島地区」、2025年大阪・関西万博の会場を含む「夢洲・咲洲地区」、大阪有数の業務集積地区である「御堂筋周辺地区」など、大阪の成長をけん引する地区・地域の特性を活かした脱炭素型のまちづくりに取り組んでいます。

① うめきた(大阪駅北地区)

未利用エネルギーの活用については、豊かな帯水層に恵まれている大阪の地域特性に即した取組みとして、国家単独特区による規制緩和制度を活用した、省エネ、省CO₂効果の高い帯水層蓄熱型冷暖房の導入を予定しています。

② 中之島地区

中之島地区では、河川沿いの歩行者専用道路や地区中央部を貫く歩行者動線(中央緑道)等の整備を進めています。また、河川に挟まれた特徴的な地形を活かし、河川水利用による地域冷暖房システムが導入されており、大阪中之島美術館でも同冷暖房システムを導入しています。

③ 夢洲・咲洲地区

夢洲地区において、民間事業者と連携して、大規模太陽光発電(メガソーラー)事業を実施するとともに、電気自動車用リユース蓄電池を用いた蓄電システムの実証を行いました。

④ 御堂筋周辺地区

市内中心部の業務集積地区である船場地区をモデルエリアに、地区内における災害時に必要となるエネルギー需要量の推計や、開発規模に応じたエネルギー融通効果の検討等の調査を行うとともに、地域プラットフォームを構築しました。

御堂筋周辺の再開発においては、エネルギー面的利用*の導入が計画されています。

(3) 環境・エネルギー産業の振興

今後の新たなエネルギー・脱炭素技術等の開発に向けては、これまで以上に多様な技術やバックグラウンドをもつ企業の交流・連携が重要となることから、水素の利活用推進については、「H₂Osaka ビジョン推進会議」を活用し、2025年大阪・関西万博での利活用策や新たなプロジェクトを検討し、脱炭素化については、電気自動車のリユース蓄電池の活用に係る技術検証や帯水層蓄熱冷暖房の導入拡大に係る技術開発に向けて臨海地区を実証フィールドとして提供するなど、環境・エネルギー関連産業の振興の取組みを推進しています。

また、「大阪環境産業振興センター(おおさか ATC グリーンエコプラザ)」では、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介、関連中小企業の環境ビジネス機会の創出、ビジネス交流の場を提供することで環境関連産業の振興を図っています。



大阪環境産業振興センター
(おおさか ATC グリーンエコプラザ)

ホームページ

<https://www.w.ecoplaza.gr.jp/>



(4) 公共施設における対策の推進

① ESCO事業の推進

ESCO(Energy Service Company)事業とは、ESCO 事業者が工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な設備改修や維持管理などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等の削減額の一部を経費として受け取る事業です。令和4年度は、中央図書館・中央卸売市場本場・中央卸売市場東部市場など計 26施設において、省エネルギーサービスを実施しています。

② 市有施設の照明LED化

市有施設の省エネルギー化及び光熱費の効果的な削減を図るため、ESCO 事業の手法により市有 39施設を対象に照明を LED 化する省エネ改修を行い、令和元年7月末に工事が完了しました。工事完了後、1年間ESCO 事業のサービスを検証し、年間625トン-CO₂の温室効果ガスの削減効果を確認し、光熱費についても4,200万円の削減となりました(ESCO サービス契約書(平成30年12月28日契約)における電力単価による算定)。

(5) フロン対策

大阪市では自動車リサイクル法に基づき、引取業者(使用済自動車の引取りを行う事業者)及びフロン類回収業者(カーエアコンからフロン類を回収する事業者)の登録事務を実施しています。また、フロン排出抑制法に基づいて市有施設において空調機器等の点検や、機器の更新を行うこと等により、使用時のフロン漏えい対策に取り組んでいます。

(6) 民間開発における環境配慮の促進

都市再生特別地区は、都市の再生拠点として、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途・容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度です。屋上緑化・エネルギーの面的利用や省エネ・省資源など、地球環境に配慮した幅広い取組みを公共貢献要素として評価することにより、民間開発における環境配慮を促進しています。

(7) グリーンボンド*の発行

大阪市では、金融面からSDGsを推進するための取組みとして、グリーンボンドを発行しました。

グリーンボンドで調達した資金は、二酸化炭素(CO₂)排出量を削減する緩和策や気候変動による自然災害の影響を軽減・回避する適応策に活用しています。

6 CO₂ 吸収源に関する取組み(国産木材の利用拡大)

木材の利用は地球温暖化防止や循環型社会の形成にも貢献するとともに、市民へのやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間の提供及びヒートアイランド現象の抑制に有用であるため、平成 22 年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和 3 年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正)を受け、大阪市においても、平成 28 年 3 月に「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定し、木材の利用促進に取り組んでいます。

本市では、CO₂ 吸収や災害防止など多面的機能を有する森林の整備・保全に必要な地方財源の確保のため、令和元年度に導入された森林環境譲与税を活用し、

広く市民に木材の良さを身近に感じてもらうため、市民に身近な区役所や図書館、動物園など公共施設の木質化を進め、保育所で使用する備品や小中学校の机・いすを国産木材で整備するなど、利用促進・普及啓発を行っています。



国産木材を使用した
書架の整備



国産木材で整備した交流スペース
(鶴見区役所)

7 気候変動への適応に関する取組み

温室効果ガスの排出を削減する取組み(緩和策)が世界的に進められてきましたが、最大限の取組みが行われたとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。そのため、すでに生じている、又は将来予測される気候変動の影響による被害を防止又は軽減する取組み(適応策)が重要であるとの認識が国際的に広がっており、大阪市においても適応策の取組みを進めています。

(1) 水環境や水資源に関する取組み

- ・市内河川及び海域において、47 地点(うち大阪府実施 5 地点、近畿地方整備局実施 4 地点を含む)で水質の定点調査を実施し、公共用水域の水質汚濁状況を常時監視し、結果を公表しています。
- ・水源の保全、水源での水質異常の対応のため、国及び各府県の関係機関、琵琶湖淀川水系から取水する水道事業者、大学等の研究・調査機関の間で、情報連絡、情報交換に関する連携を行っています。



水質検査(安治川天保山付近)

(2) 自然生態系に関する取組み

- ・大阪市立環境科学研究センターでは、市民の生活環境の保全を図り、健康の保全・増進及び公衆衛生の向

上に寄与することを目的として、都市の緑や生物に関する調査・研究、大阪市内の外来生物の在来種への影響等の研究や、それら成果について市民向けの情報提供を行っています。

- ・生物多様性*に関する教育・啓発などの取組みを進めており、区と連携した環境学習事業でも生物多様性をテーマの一つとし、充実を図っています。

(3) 健康に関する取組み

- ・ホームページで熱中症予防のポイントや応急措置について情報を提供するほか、環境省や「熱中症予防声かけプロジェクト」と連携し、予防啓発リーフレットを配布するなど、官民一体で啓発を実施しています。



熱中症予防啓発動画

(4) 災害対応への取組み

- ・河川管理者等が実施した、浸水想定(見直し・新規)に沿った大阪市域の浸水区域図や避難経路に関する啓発コンテンツを作成し、ホームページやチラシ等にて、市民・事業者へ情報提供しています。
- ・近年多発する集中豪雨による浸水被害に対して、局地的な浸水対策を検討・実施しています。
- ・車両の水没の危険性があるアンダーパス構造の道路

に、冠水注意や冠水状況をお知らせするための装置などの設置を進めるとともに、冠水が発生した場合には、道路の通行止めを行うなど、事故防止に努めています。

(5) グリーンインフラストラクチャー*の推進
・グリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)の概念の浸透を図り、自然環境への配慮を行いつつ、浸水被害の防止・軽減やヒートアイランド現象の緩和など自然環境が有する機能の活用拡大を図ります。

8 大阪市役所における取組み

(1) 大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

大阪市役所は、事務事業に伴う温室効果ガスの排出量が市域の温室効果ガス排出量の約 5%を占める多量排出事業者であることから、2021 年 3 月に大阪広域環境施設組合(以下「組合」という。)と共同で策定した「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」(以下「同計画」という。)に基づき、2025 年度までに本市事務事業から排出される温室効果ガス総排出量を 25%以上削減(2013 年度比)することを目標として様々な取組みを進めてきましたが、市域の削減目標を定める「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施

策編〕の改定を踏まえ、2022 年 10 月に同計画の改定計画を策定しました。

改定計画では、組合を除く大阪市事務事業から排出される温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50%削減し、大阪市及び組合事務事業からの排出量を 34.5%削減することを目標として、一層の温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでいます。

○ 計画の期間

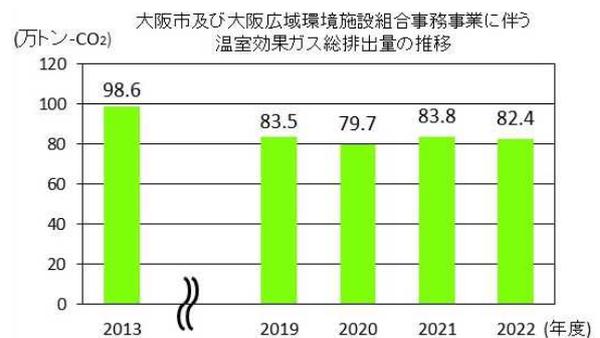
2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

○ 計画の目標(2013 年度比)

大阪市事務事業(組合を除く) 50%削減
大阪市及び組合事務事業 34.5%削減

○ 2022 年度実績(2013 年度比)

大阪市事務事業(組合を除く) 38.9%削減
大阪市及び組合事務事業 16.4%削減



(注)温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギー電力の調達等の取組を反映した電気事業者別の調整後排出係数を用いて算定した値

(2) 主な取組み

2022 年度は、ESCO 事業の実施、LED 照明の導入等による既設公共施設の省エネ化、新設公共施設の ZEB化、下水処理方式の変更等による温室効果ガス発生量の低減のほか電気事業者の排出係数の低下等により、大阪市全体として温室効果ガス総排出量は 82.4 万トン-CO₂となり、前年度と比較して 1.4 万トン-CO₂の削減となりました。基準年度である 2013 年度からは 16.4%の削減となっています。



令和 6 年 4 月開校予定の中之島小中一貫校
(本市初となる ZEB Oriented* の認証を取得)

【 2022年度 所属別の温室効果ガス排出量と主な取組内容 】

区分	電気排出 係数 ^(注1)	温室効果ガス		主な取組
		排出量 (万t-CO ₂)	2013年度比 削減率(%)	
大阪市事務事業 (大阪広域環境施設組合を除く)	基礎	32.0	▲ 43.4	-
	調整後	32.7	▲ 38.9	
環境局	基礎	1.5	▲ 54.5	○市設建築物の屋根の貸出しによる太陽光発電の実施
	調整後	1.5	▲ 54.5	
建設局	基礎	15.3	▲ 40.5	○下水処理場における省エネルギー化と処理方式の変更 ○消化ガス発電の実施 ○道路、公園におけるLED照明の導入
	調整後	15.5	▲ 36.7	
水道局	基礎	5.4	▲ 49.1	○浄水場等における省エネルギー化 ○太陽光発電、小水力発電の実施
	調整後	5.7	▲ 42.4	
教育委員会 事務局	基礎	4.2	▲ 22.2	○小中学校におけるLED照明の導入 ○小中学校における空調改修に伴う省エネルギー機器の導入 ○中之島小中一貫校の校舎における ZEB 化
	調整後	4.5	▲ 11.8	
経済戦略局	基礎	1.6	▲ 56.8	○スポーツ施設等におけるLED照明の導入
	調整後	1.6	▲ 55.6	
その他の部局	基礎	4.0	▲ 48.1	○淀川区役所外2施設ESCO事業の省エネルギー改修工事の実施
	調整後	3.9	▲ 45.8	
大阪広域環境 施設組合	基礎	49.7	10.0	○ごみ焼却量の減量化 ○ごみ焼却除熱を利用したごみ発電の実施 (ごみ焼却量は減少したものの、温室効果ガス排出量の増加は 焼却ごみに含まれるプラスチック増加による)
	調整後	49.7	10.2	
大阪市及び大阪広域環 境施設組合事務事業 (合計)	基礎	81.7	▲ 19.7	-
	調整後	82.4 ^(注2)	▲ 16.4	

(注1)温室効果ガス排出量は、令和5年4月に環境省が公表した「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に基づき、電気事業者ごとの基礎排出係数を用いて算定した排出量に加え、再生可能エネルギー電力の調達等の取組みが反映できるよう、調整後排出係数を用いて算定した排出量を併せて公表し、温室効果ガス排出量の削減目標の達成については、調整後排出係数を用いて算定した総排出量にて評価する。

基礎排出係数：電気事業者がそれぞれ供給(小売り)した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量(実二酸化炭素排出量)を、当該電気事業者が供給(小売り)した電力量で除して算出される。

調整後排出係数：電気事業者の実二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出される。

(注2)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

建設局 Top Commitment

道路、河川、下水道、公園という都市の重要なインフラを所管している建設局は、都市活動の利便性や安全・安心を支える一方、街の環境問題にも大きな影響を与えており、施設の新設・更新に当たっては、積極的に新たな技術を採用し、環境負荷の低減に努めていきます。

道路においてはヒートアイランド対策としての保水性舗装を進めるとともに、省エネルギー・省CO₂のため、道路照明灯などのLED化を積極的に進めていきます。

河川においては、水辺整備を進めるとともに、合流式下水道*の改善対策により水質の向上を図ります。更に、水都大阪の特色である「水の回廊」全体の環境改善のため、大阪府や周辺市と連携を深め、寝屋川水系全体の水質改善を図っていきます。

下水道においては、設備の省エネルギー化を図るとともに、下水処理の過程で発生する汚泥をバイオマスとして有効利用します。すでに、汚泥処理で発生する消化ガスによる発電が順調に稼働していますが、今後も新技術を積極的に取り入れます。

公園については、「大阪市みどりのまちづくり条例」にもとづき、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図ることで市民の健康で快適な生活の確保に努めるとともに、緑化を推進することによるヒートアイランド現象の緩和や生物多様性への取り組み、省エネルギー効果の高い公園灯LED器具の設置など都市環境の改善を図り、花と緑あふれる快適なまちづくりを進めていきます。

教育委員会事務局 Top Commitment

環境問題、環境教育が注目を集める中、多くの学校を所管している教育委員会事務局としては、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー化など、環境に配慮した取組が必要であると考えております。

ヒートアイランド現象に対しては、令和5年度、小学校146校、中学校48校(校舎増築中や校舎補修中、壁面緑化を実施する場所が確保できない学校を除く)において壁面緑化事業を実施するなど、自然を活かしつつ、緩和を図る事業を実施しています。また、増改築に併せて、高効率照明器具を設置・導入したり、防水改修を行う際にも、断熱性を有する素材を使用したりするなど、ハード整備にあたっては、より一層の省エネルギー化に努めています。今後とも、これらの事業を継続しながら、環境に配慮した学校づくりをめざします。

学校園における環境教育では、幼児児童生徒が発達段階に応じて生活環境や地球環境を構成する一員として環境に対する人間の責任や役割を理解し、主体的に環境保全活動に取り組む態度を育むことが必要になります。持続可能な社会の構築をめざし、地球環境保全、公害の防止、生物多様性保全、循環型社会の形成等を目的とした各学校園における環境教育の充実を支援します。

第2節 循環型社会の形成



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題など多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしています。問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があります。

また、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏形成、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環など持続可能な社会の実現に向けた方向性が示されています。

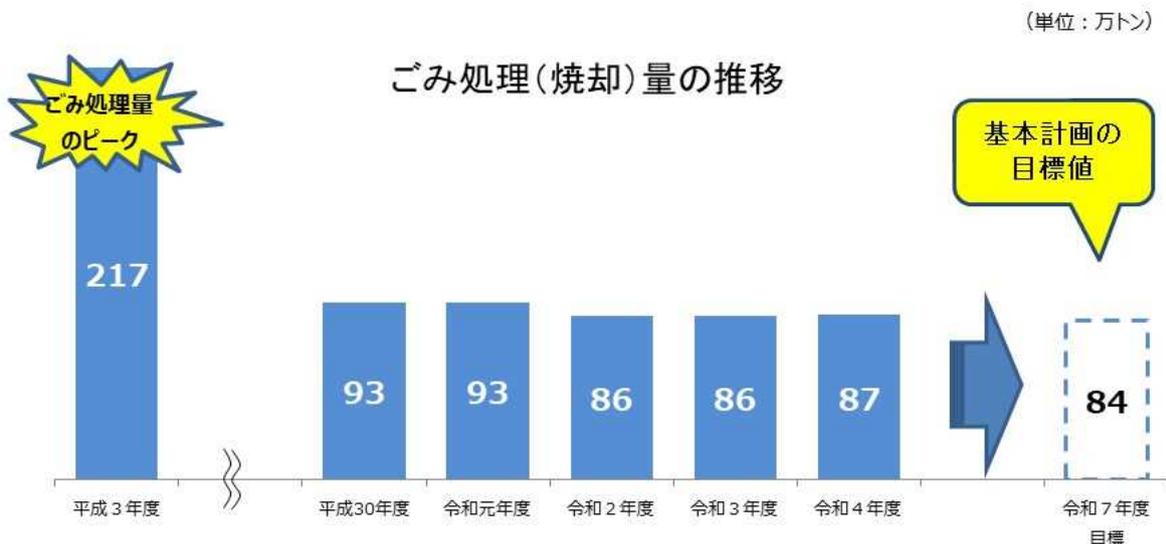
大阪市では、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっていることを踏まえ、G20大阪サミットで採択された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に寄与するため、令和3年3月に「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定しました。同計画に基づき、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、プラスチックごみの資源循環の推進や市民・事業者などへの普及啓発に取り組みます。

さらなるごみ処理量の削減をめざすとともに、これらの取組みにより、循環型社会の形成を進め、SDGsの達成に貢献します。

1 ごみ処理(焼却)量の現況

大阪市では、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定しました。前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量:84万トン」を引き続きめざすこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み(2R)を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしています。

大阪市の令和4年度のごみ処理量は87万トンとなりました。令和2年度に大幅に減少したままの水準で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な現象であると考えられるため、引き続き、SDGsの視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推し進めてまいります。



2 2Rを優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3R (Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)のうち優先順位の高い2R(発生抑制・再使用)の取組みが重要です。市民・事業者の自主的な取

組みを促進するとともに、2R、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組みを実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざします。

(1) 市民・事業者への普及啓発

① 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」を設置し、「大阪府ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、地域で行われているコミュニティ回収や資源集団回収、みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト、ガレージセールなど3R 活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

・ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

令和4年度 開催箇所数:11箇所
来場者数:18,510名

② ごみ減量市民セミナー等の開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての知識を深めるために、ごみ減量市民セミナーを開催しています。

令和4年度 開催回数:5回
参加者数:23名

③ 「ごみ減量強化月間」等

10月の国の「3R 推進月間」の取組みとして、政令指定都市と東京23特別区と連携して「都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施し、共同で作製したポスターを一斉掲出しています。大阪市でも10月を「ごみ減量強化月間」と定め、環境局が実施するイベントをはじめ、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しています。

また、「ごみ減量フェスティバル」を十分な感染対策を行った上で、大阪城公園において開催しました。

令和4年度 開催日:令和4年11月3日
来場者数:10,433名

④ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などを見学会を開催しています。

令和4年度
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

⑤ 区民まつりをはじめとする各種イベントでの啓発

各区の区民まつりで、ごみ減量や3R についての啓発コーナーを設置するほか、地域における各種イベントにおいて、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

⑥ ホームページやSNS、ごみ分別アプリによる啓発

ホームページや各種 SNS(環境局 3R フェイスブックページ、環境局 3R X(旧ツイッター)、環境局 3R LINE 公式アカウント及び環境局 3R インスタグラム)を通じて情報発信を行い、ごみ減量・3R の取組みへの理解を深めていただいています。

また、スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」では、ごみ分別検索や収集日カレンダーなど便利で分かりやすい機能を搭載しています。

令和4年度 アプリのアクセス数:2,216,707件

・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000309005.html>

アプリのインストール
App Store または Google Play
から「さんあ〜る」で検索



・環境局3R フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/osakacitykankyo/>



・環境局3R X(旧ツイッター)

<https://twitter.com/osakacitykankyo>



・環境局3R LINE 公式アカウント

<https://lin.ee/vwGJ6rd>



・環境局3R インスタグラム

<https://www.instagram.com/osakacitykankyo/>



(2) 生ごみの減量

① 家庭で取り組む「食品ロス」削減の推進

広報紙やホームページ等の広報媒体の活用や区民まつり等のイベントにおいて、家庭で簡単に実践できる、食べきり、使いきり、水きりによる生ごみの「3きり」運動の推進や、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減を図る取組みを行っています。また、調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに、「調理の工夫で食品ロスを減らす料理教室」を開催しています。

令和4年度 開催回数:11回
参加者数:209名

② フードドライブ

家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年6月に「フードドラ

イブ連携実施にかかる協定」を、店舗等で食品を回収する事業者と令和3年6月に「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結して「フードドライブ」を進めています。

令和4年度 実施施設:74箇所
回収量:2,907kg(本市直接回収分)

③ 食べ残しゼロ推進

平成29年11月から大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を設け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、本市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。また、平成29年12月に一般社団法人大阪外食産業協会、平成31年4月に株式会社京阪神エルマガジン社、令和元年9月に株式会社REARS(リアーズ)、令和2年1月に株式会社コーッキングと「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。

令和4年度
「大阪市食べ残しゼロ推進店」登録数:153店舗

④ ドギーバッグの普及啓発

本市イベントにおいて、飲食店等での食品ロス削減のため、市民に対しドギーバッグ(飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰るための容器のこと)の普及啓発に取り組んでいます。

⑤ 食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードの配布

外国人向けに食品ロス削減を啓発する多言語メッセージカードを観光案内所(関西国際空港等)で設置し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

(3) 区ごとの減量目標設定

区ごとにゴミ減量目標を設定し、地域の特性を考慮しながら、ゴミ減量に取り組むことで、「持続可能な循環型社会」の形成に向けて更なるゴミ減量を推進します。

(4) プラスチック資源循環の取組み

① 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」

令和元年の「G20 大阪サミット」及び「2025年大阪・関西万博」の開催地として、SDGs(持続可能な開発目標)先進都市をめざし、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」による府市連携を基本とした取組みを進めています。

② 「プラスチックごみ削減目標」

国の「プラスチック資源循環戦略」に合わせて令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定しました。

プラスチックごみ削減状況(令和4年度)

目標	達成率
ワンウェイプラスチック(容器包装等)を25%排出抑制(リデュース)する。(注)	67%
容器包装プラスチックの60%を資源化(リサイクル)する。	64%
ペットボトルを100%資源化(リサイクル)する。	93%
残りのプラスチックごみについて、熱回収を含めたプラスチックごみの100%有効利用を図る。	100%

【%は重量比】

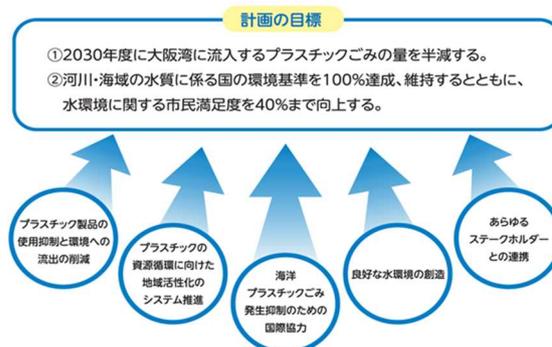
(注) 基準年度は2005年度(容器包装プラスチック分別収集全市実施)

(5) 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画

近年、海洋プラスチックごみが引き起こす地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が懸念されており、新たな取組みが必要となっています。

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画は、2020年7月に大阪府と大阪市の共同提案が内閣府の「SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業」(事業名:『大阪発「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進プロジェクト』)に選定されたことを受け、同プロジェクトの取組みの一つとして、大阪府と大阪市が共同で策定した海洋プラスチックごみの削減と良好な水環境の創造に係る計画です。

あらゆるステークホルダーとの連携のもと、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が掲げる「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成に貢献します。



① 「大阪エコバッグ運動」の推進

身近なプラスチックごみであるレジ袋の削減に向けて、事業者・市民団体との協定締結・拡充等により「大阪エコバッグ運動」を推進しています。また、市民のエコバッグ携行に対する意識向上を図るため、ゴミ減量フェスティバルや区民まつりなど各種イベントにおいてエコバッグの配布を行いました。

令和4年度 啓発実施数:19回
エコバッグ配布数:2,291個

② みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

現在、資源ごみとして回収している家庭から排出されるペットボトルを、地域・事業者が連携して「有価物(原料)」として回収し、売却益を地域に還元することで地域社会に貢献するとともに、ペットボトルの資源循環を推進するシステムです。SDGs 達成に向け、活動地域の拡大に取り組んでいます。

令和5年4月現在 活動地域:124地域

③ マイボトルの普及

プラスチックごみの削減や、市販の飲料水より環境負荷の少ない水道水の活用、環境配慮行動への啓発、マイボトルを携帯して水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案していくために、大阪市内の各所にデジタルサイネージ付きウォーターディスプレイを設置し、マイボトル携行者へ無料で水道水の提供を行っています。



デジタルサイネージ付きウォーターディスプレイ

④ 国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)との連携

国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組みを世界に発信しています。



国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)

⑤ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。製品プラスチック・容器包装プラスチックのリサイクルのあり方等について、調査・研究を行ってまいります。

3 分別・リサイクルの推進

(1) 家庭系ごみ対策

循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

① 古紙・衣類の分別収集と持ち去り行為に関する規制

ごみの減量を図り、資源の有効利用を進めるため、新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類について分別収集を実施しています。また、本市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、平成29年4月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しています。

なお、違反行為者に対する指導、過料、氏名等公表等の規定については平成29年10月より施行しています。

令和4年度 古紙衣類分別収集量:
新聞(折込チラシ含む)3,457トン、段ボール7,912トン、紙パック45トン、雑誌1,064トン、その他の紙5,115トン、衣類2,316トン

② コミュニティ回収等の活性化

平成26年度から、資源集団回収活動(家庭から出る古紙などの再生資源物を住民団体等が自主的に再生資源事業者へ引き渡す活動)への支援に加えて、コミュニティ回収(大阪府が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり行うもの)という手法を用いて、より一層の資源集団回収の促進を図っています。

また、令和3年度から、古紙等の市況悪化を受け、コミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者への支援事業を開始し、コミュニティ回収制度の安定化及び事業のさらなる拡大を図っています。

令和4年度 支援団体数
コミュニティ回収活動団体:115団体
資源集団回収活動団体:2,559団体

③ 乾電池などの拠点回収及び福祉施策との連携

乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所などの本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設に回収ボックスを設置しています。平成28年4月からは環境事業センターにて水銀血圧計を、平成29年2月からは水銀温度計を受付回収してい

ます。また、蛍光灯管については、平成30年10月から電話申し込みによる訪問回収を、令和4年3月から電器店での受付回収を実施しています。

使用済小型家電については、平成26年3月から、区役所等の公共施設に回収ボックスを設置しています。また、令和元年6月から使用済小型家電回収の解体・分別の処理工程で、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため福祉施策との連携を実施しています。さらに、令和3年2月から国の認定事業者と協定を締結し、宅配便による自宅回収を実施しています。

令和4年度 回収量:
乾電池 118トン、蛍光灯管 30トン、インクカートリッジ 5トン、使用済小型家電 194トン

④ マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本の回収及び展示・提供

使用期間が限定されている衣類等のリユース(再使用)促進のため、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、電話申し込みにより職員がご家庭まで引取り回収を行っています。回収したマタニティウェア等は、環境事業センター市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供しています。

また、令和3年度には、インターネットを活用して衣類を提供する「ネットでリユース」を実施しました。

令和4年度 回収量:17トン
展示提供数:8,708点

(2) 事業系ごみ対策

① 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物の排除を図るため、平成21年4月以降、焼却工場における搬入物チェックを強化し、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進しています。

② 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組みを促進するため、平成25年10月から、資源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止しています。搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙

類が発見されれば、産業廃棄物と同様に搬入不適物として排出事業者等に対し、啓発と指導を行っています。



搬入物チェックの様子

③ 特定建築物*の減量指導

特定建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。

また、当該建築物から排出される廃棄物の処理施設への搬入を拒否する場合があります。

令和5年度 対象建築物:4,250件

④ 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物の所有者等に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間継続して「優良標」を受けた建築物の所有者等に対し、「環境局長表彰」を実施しています。平成20年度からは「環境局長表彰」後も継続して優秀な取組みを行っている建築物の所有者等に対し、「市長表彰」を実施しています。

令和4年度
市長表彰建築物:57件
環境局長表彰建築物:27件
ごみ減量優良標贈呈建築物:518件

⑤ 事業系ごみ減量セミナーの開催

排出事業者に、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めていただき、ごみ減量推進の取組みを自主的に進めることができるように、事業系ごみ減量セミナーを開催しました。

令和4年度 開催回数:1回
参加者数:2,194人
(廃棄物管理責任者講習として開催)

4 環境に配慮した適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破碎等の中間処理施設の整備を図っています。

(1) 一般廃棄物の適正処理

① ごみの中間処理

ごみの焼却処理は、3R を行ったのちのごみを減量・減容化するとともに、衛生的に処理することができ、快適な生活環境の保持に貢献しています。

また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大阪市域から発生する粗大ごみ等は破碎設備で処理を行い、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮されるよう、常に整備に留意し、

公害防止に万全を期すほか、ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用しています。

② 最終処分

北港処分地(夢洲)は大阪市の最終処分場です。貴重な最終処分空間を有効に活用するため、廃棄物の減量・減容化を図るとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。(受入最終予定年度:令和7年度)

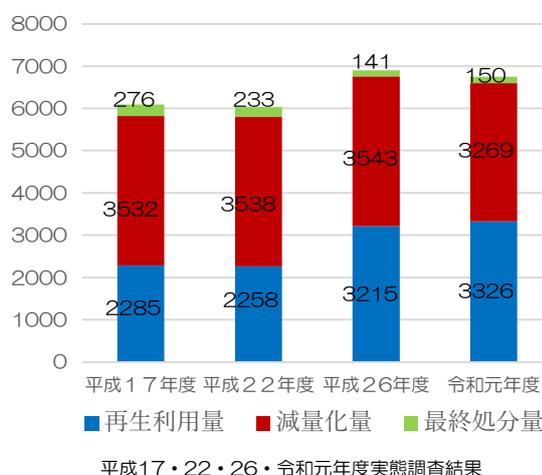
また、廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」(事業主体:大阪湾広域臨海環境整備センター[出資団体:175地方公共団体・4港湾管理者、令和5年4月現在])に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っています。(2期事業 受入最終予定年度:令和14年度)

(2) 産業廃棄物対策

① 産業廃棄物の現状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた20種類のものを指します。令和2年度に実施した排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で675万トン(公共施設を含む)であり、そのうち670万トン(99.2%)が中間処理され、343万トン(50.8%)の処理残さが生じ、327万トン(48.5%)が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される1.1万トンと処理後再生利用される332万トンを合わせた333万トンで、最終処分量は、直接最終処分される4.0万トンと処理後最終処分される11万トンを合わせた15万トンとなっています。

千トン 産業廃棄物処理状況の変遷



② 公共関与

市域が狭小で中小企業が多い大阪市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行っています。

③ 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、産業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるとともに、規制・指導を行っています。

④ 水銀廃棄物の処理対策

特別管理産業廃棄物である廃金属水銀や蛍光灯、水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物について処理基準を遵守するよう事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

⑤ ポリ塩化ビフェニル(PCB)*廃棄物の適正処理

「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市内の PCB 廃棄物について適正に保管・処分するよう指導しています。特に令和2年度末に処理期間が終了した高濃度 PCB 廃棄物については、未処理のものが発見された場合、速やかに処理を完了させるよう事業者に対して指導していきます。

また、高濃度 PCB 廃棄物を処理する中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の操業については、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を通じて、適正処理の確保と情報公開に努めています。

⑥ 有害使用済機器に係る規制指導

有害使用済機器(雑品スクラップ)の保管の届出等、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

⑦ 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可など規制・指導を実施しています。

⑧ 電子マニフェストシステムの使用促進

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用にあたっては、事務の効率化やデータの透明性の確保、また、法令の遵守を徹底することができることから、令和4年度より全ての本市発注工事において電子マニフェストの使用を義務化するとともに、本市が排出する産業廃棄物の処理委託においても電子マニフェストを使用することとしています。

5 ごみ収集体制を活かしたまちづくり

家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託の拡大を推進するなどの「経費の削減」や、家庭ごみ収集を日々実施している強みを活かし、高齢者世帯や障がい者世帯を対象とした「ふれあい収集サービス」等のきめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

また、大規模災害発生時には、環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、大阪広域環境施設組合等と連携して適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制の構築を図っています。



災害発生時ごみ処理リーフレット

令和4年度
ふれあい収集(普通ごみ)登録世帯数
:11,063 世帯
ふれあい収集(粗大ごみ)実施件数
:5,361 件

第3節 快適な都市環境の確保



大阪市では、これまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進め、大阪市の環境は大きく改善されてきました。

私たちの暮らしは、安定した気候やさきい空気・水、豊かなみどりなど自然や生き物の恵みによって支えられています。今後も快適な都市環境を確保・創造し、将来へ引き継いでいくために、自然との共生をはじめ、ヒートアイランド対策や都市環境保全の取組みを進め、生物多様性の保全や、健康で快適な住みやすいまちづくりにつなげ、SDGsの達成に貢献します。

1 自然との共生・生物多様性保全の推進

(1) 生物多様性の保全

① 生物多様性とは

地球上には3,000万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、つながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされています。

私たちのまちや暮らしは、食べ物や衣料、水などの恵みのほか、自然や生き物との触れ合いから得られる楽しさや心の豊かさなど、自然や生き物から様々な恵みを受けることで成り立っています。しかしながら、

大切な存在である自然や生き物が、人間の活動や地球環境の変化などによって減少し、生物多様性が危機的な状況にあると懸念されています。

地球上の至る所で発生している生物多様性劣化の問題の多くが、私たちの消費活動、経済活動と密接に関係していることがあまり認知されていないことも大きな問題であり、恵み豊かな生態系サービスを私たちが使い切るのではなく、持続可能なものとして世代を超えて引き継ぐためにも、一人ひとりが生物多様性の問題を認識し、これを解決する方法を考え、行動していかなければなりません。

3つの生物多様性

<p>1 生態系の多様性</p> <p>森林、河川、干潟など、いろいろなタイプの自然がある</p>	<p>2 種の多様性</p> <p>動植物や細菌など、いろいろな生き物がいる</p>	<p>3 遺伝子の多様性</p> <p>同じ種でも異なる遺伝子を持つため、形や模様などの個性がある (写真:中谷雄一)</p>
--	---	--

生物多様性の4つの恵み

<p>1 供給サービス</p> <p>ヤマトクシ</p> <p>私たちが生きていく上で必要な食べ物、衣類、燃料などを提供するはたらき</p>	<p>2 調整サービス</p> <p>森林による土砂崩れ防止、洪水防止など、環境を制御し安定させるはたらき</p>	<p>3 文化的サービス</p> <p>深江の首笠</p> <p>文化面や精神面において私たちの生活を心豊かで楽しいものにするはたらき</p>	<p>4 基盤サービス</p> <p>光合成による酸素供給や土壌の形成など、生命が生存する基盤を提供するはたらき</p>
---	--	--	---

生物多様性の4つの危機

<p>1 開発等人間活動による危機</p> <p>森林伐採</p>	<p>2 自然に対する働きかけの縮小による危機</p> <p>手入れされずに竹が侵入した人工林</p>	<p>3 人間により持ち込まれたものによる危機</p> <p>オオクチバス ヌートリア</p>	<p>4 地球環境の変化による危機</p> <p>氷河の減少</p> <p>1978年 2008年</p>
--	--	--	--

全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより
(<http://www.jpcca.org/>)

② 大阪市生物多様性戦略

大阪市では、「生物多様性基本法」に基づき定められる「生物多様性国家戦略2012-2020」を基本として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、2030年度を計画期間とする「大阪市生物多様性戦略」を策定し、2050年までのめざすまちの姿「生物多様性の恵みを感じるまち」の実現に向け、4つの基本戦略を掲げ、多様な主体と連携した取組みを推進しています。

誰もが心豊かで快適な生活を送ることができる都市環境を創造し、将来へ引き継いでいくために、身近にある大切な自然環境や生き物の存在を再認識し、守り、創り出し、活用していくとともに、周辺地域や世界とのつながりにも目を向け、広い視野をもって生物多様性の保全に取り組んでいます。



ア. 多様な主体との連携の取組み

大阪市生物多様性戦略に基づき、平成30年度より新たな連携・協働の仕組みとして生物多様性の保全に向けたネットワーク会議を開催し、市民をはじめ様々な主体と連携、協働しています。

そのほか、生物多様性の認知度向上などを目的に、令和4年度は天王寺動物園と共催でのイベント実施や、市立図書館における企画展を行いました。



令和4年度 ネットワーク会議:3回開催(オンライン)
シンポジウム:1回開催(対面・オンライン併用)

イ. 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

生物多様性を保全し、その恵みを持続的に利用していくため、平成24年3月に大阪府、堺市、学識経験者、

NPO 団体等と連携して設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を通じて、基礎調査や情報の共有化、普及啓発活動等に取り組んでいます。

ウ. 農事体験・講座

鶴見緑地内にある自然体験観察園の水田や畑において、農事(田植え等)体験や講座を実施しています。また、住之江抽水所にある「せせらぎの里」では、近隣の小学生を対象とした田植えや稲刈りの体験行事を実施しています。



「せせらぎの里」での農事体験の様子

エ. 生き物・植物調査の実施

身近なところでの自然豊かな場所で生き物や植物を市民とともに発見していくため、大阪城公園などにおいて生き物調査を実施しました。

また、平成30年度より市立小学校において児童と一緒に校内に生息・生育する生き物の調査を実施しています。



生き物調査の様子

令和4年度

市域生き物調査実施:12か所
市立小学校における生き物調査実施:30校

オ. 外来生物の侵入・拡散防止

国が主催する近畿地方外来生物対策連絡会議に参加し、国や自治体の実施する外来生物の防除等に関する情報の共有や普及啓発を行っています。



ヒアリ



クビアカツヤカミキリ(オス)

(2) 緑の保全と緑化の推進

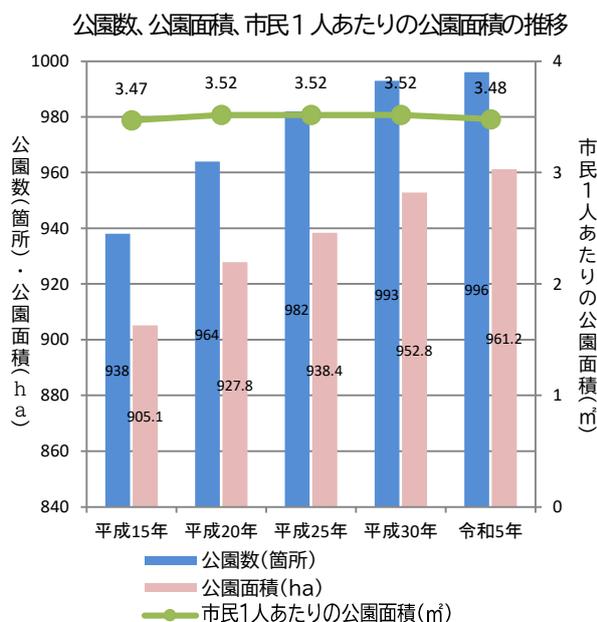
緑の保全と創出に取り組んでいくための仕組みとして平成28年4月1日に施行した「大阪市みどりのまちづくり条例」に基づき、本市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

① 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

令和5年4月1日現在996か所、961.2ha、市民1人あたりの公園面積3.48m²に至るまで公園整備を実施しました。



(注)各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

② 主な取組み

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、正蓮寺川公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 多様な空間の緑化

道路空間における街路樹の保全・育成や、民有地を含めた多様な空間の緑化を推進しています。

ウ. グリーンコーディネーターの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、グリーンコーディネーターの育成に取り組んでいます。

(3) 農地の保全

平成30年度に策定した「大阪市都市農業振興計画」に基づき、新鮮な市内産農産物の供給、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の都市農業の有する機能を的確に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成をめざしており、平成30年度の条例制定により、生産緑地地区指定に係る面積要件を300m²以上に緩和するとともに、指定から30年を迎える生産緑地について特定生産緑地への指定を円滑に進めるなど、農地の保全等に努めています。

(4) 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

① 主な取組み

ア. 河川周辺の親水空間の創造

道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を整備しています。



道頓堀川

イ. 港湾地域の整備の促進

臨海部で、ウォーターフロントの特性を活かして、緑地や親水堤防等、多くの市民や港を訪れる人々が憩い、集える空間を整備しています。



コスモスクエア海兵緑地

ウ. 下水の高度処理*水の活用

快適な都市環境・循環型社会の形成に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。



放出下水処理場上部利用施設

(5) 都市景観の保全と創造

大阪市景観計画について、眺望景観及び夜間景観の形成に向けた提言(大阪市都市景観委員会、平成31年3月29日)を受け、令和2年3月に変更し、令和2年10月から新しい景観計画に基づき、景観研成に取り組んでいます。新しい計画では、従来の大阪市景観計画を軸に眺望及び夜間景観の形成方針・基準を充実し、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成を図り、より優れた景観を創りだし、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを目的としています。

(6) まちの美化啓発活動の推進等

清潔で美しいまちづくりを推進するため、環境整備事業の充実にも努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

① 主な取組み

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃や不法投棄ごみの処理など環境整備事業の充実にも努めるとともに、毎月1日の美化強化デーにおける一斉清掃の呼びかけや、「清潔保持推進区域(ノーポイモデルゾーン)」を設定(全区)するなど、美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。ポイ捨て防止条例(正式名称:大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例)では、市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするるとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

ア. 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に、定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

イ. 「“クリーンUP”作戦」の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の一斉清掃を毎年実施しており、平成23年度からは大阪マラソンとタイアップしています。令和4年度につきましては、「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」をマラソン開催時期に合わせて実施しました(2月4日~2月24日)。

ウ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

エ. はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

令和元年12月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し、生活環境の清潔を保持する観点から、はと、からすその他の動物に餌を与えた後の清掃等を義務付けています。条例に違反する行為を現認した場合には、指導・勧告・命令と段階的に指導等を行い、改善命令に従わない場合は、過料を適用することとしています。

(7) 路上喫煙対策事業

① 主な取組み

ア. 大阪市路上喫煙の防止に関する条例

大阪市では、平成19年4月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

イ. 路上喫煙禁止地区の指定

条例に基づき、「路上喫煙禁止地区」を指定し、禁止地区における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を適用しています。

令和4年9月からは、堂島公園の一部及び周辺地域(御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)を新たに禁止地区に指定しています(禁止地区6地域)。

大阪市では、「2025年大阪・関西万博」の開催都市として、令和7年1月を目途に市内全域の路上喫煙禁止に向けて、取組みを進めています。

ウ. たばこ市民マナー向上エリア制度

平成20年度から大阪市全域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。

令和4年度 参加団体:72団体

2 ヒートアイランド対策の推進

(1) ヒートアイランド現象の現状

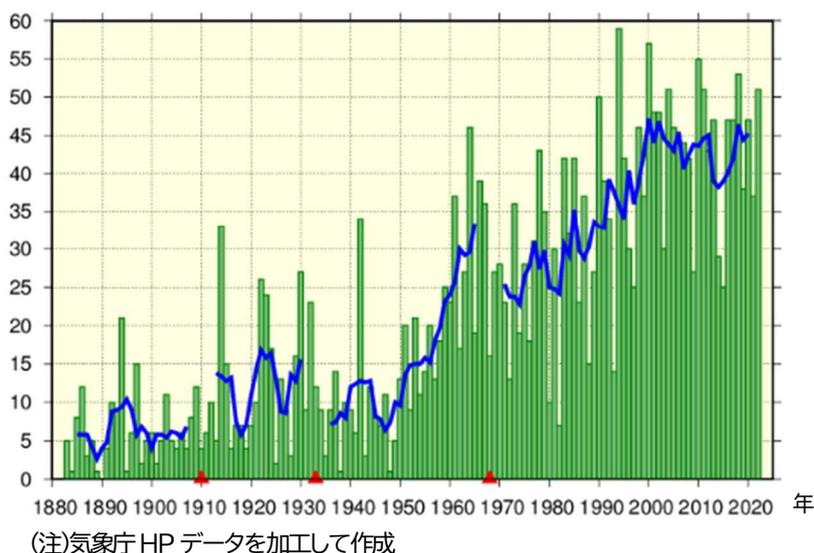
ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。道路や建物の蓄熱や放熱、エアコンや自動車からの排熱などにより気温上昇作用が増大することや、樹木や水面から水が蒸発するときの気温低下作用が減少することなどが原因と考えられています。ヒートアイランド現象による都市の

(8) いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成26年3月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進します。

高温化を示す一例として、熱帯夜日数(気象庁HP、日最低気温が25℃以上となった日数)を見ると増加傾向を示していましたが、2000年頃を境に傾向の転換が見られます。引き続き、平均気温や熱帯夜日数の動向などを注視していく必要があります。

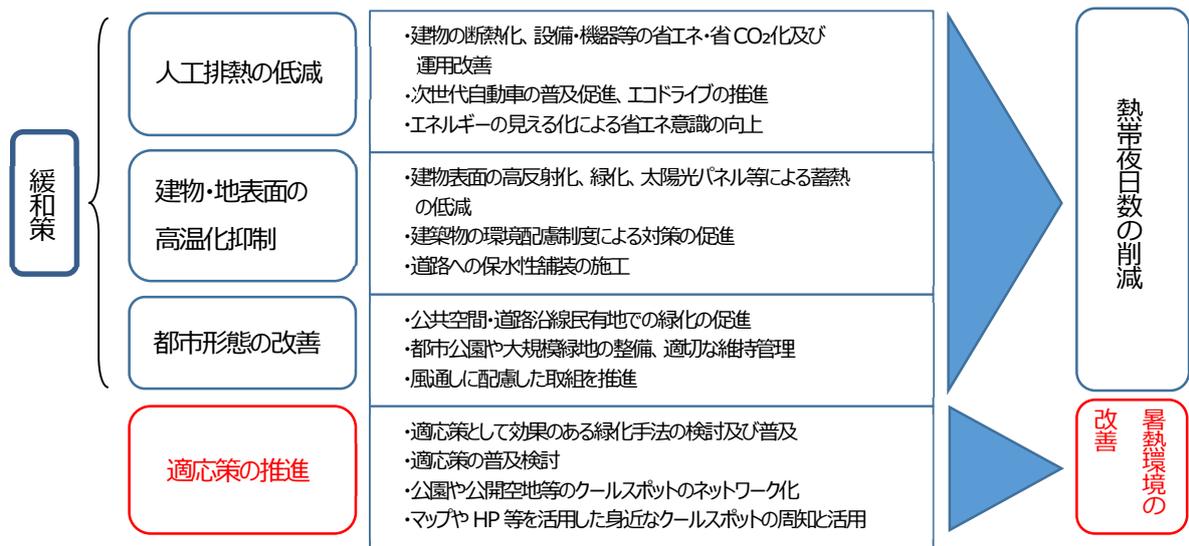
大阪の年間熱帯夜日数



(2) 主な取組み

ヒートアイランド対策については、平成27年3月に大阪府とともにヒートアイランド対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定しました。本計画に基づき、人工排熱の低減や建物・地表面の高温化抑制等の

取組みである「緩和策」の着実な推進に加えて、熱中症などの人の健康への影響等を軽減する取組みである「適応策」の推進を対策の基本的な考えとし、次の取組みを中心とした施策を進めていきます。



① 公共施設での緑のカーテン・カーペットづくり

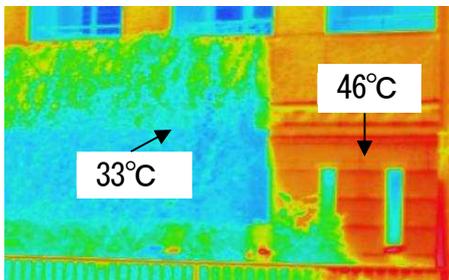
区役所、学校などの公共施設において、ゴーヤやサツマイモなどを使ったヒートアイランド対策として、緑のカーテン・カーペットづくりに取り組んでいます。

緑のカーテン・カーペットは、日差しによる建物の高温化を抑え、建物からの夜間の放熱を抑制する効果が期待できます。

また、室温の上昇を抑えることで、エアコンの使用時間を短くできるなど省エネルギー効果が期待できます。



緑のカーテン



緑のカーテンの熱画像

令和4年度 実施件数:201件

② 「大阪打ち水大作戦」の実施

ヒートアイランド対策の一環として、市内各所で市民、事業者との協働により、「大阪打ち水大作戦」を実施しています。



「大阪打ち水大作戦」の様子(令和4年7月実施)

令和4年度 市民等との協働による実施:7件

③ 「風の道*」の推進

ヒートアイランド現象の緩和には、大阪湾から吹く涼しい海風を都心部へ誘導することが効果的であることから、ヒートアイランド対策の一つとして、「風の道」を推進しています。

④ 適応策の普及

ヒートアイランド現象による都市の気温上昇が熱中症といった健康被害を及ぼしており、それらの影響を抑制する対策が「適応策」と呼ばれています。

主に人をターゲットとした夏の昼間の暑熱環境(人の身体に影響を与える暑さ環境)を改善する取組みについてリーフレットや講座などにより普及啓発を行っています。

3 都市環境の保全・改善の取組み

(1) 大気環境

① 大気環境の現状

大阪市では、「大気汚染防止法」(以下「法」という。)第22条に基づく常時監視を行い、汚染状況を把握しています。

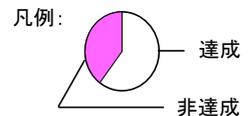
令和4年度は、一部の項目において環境基準等を達成しませんでしたでしたが、大気汚染の状況は、近年改善傾向にあります。

市域の大気汚染状況をより正確に把握するため、令和4年度に最適な常時監視網の再構築を行い、これまでの大気汚染常時監視測定局24局体制から3局廃止及び1局新設による22局体制で測定しています。

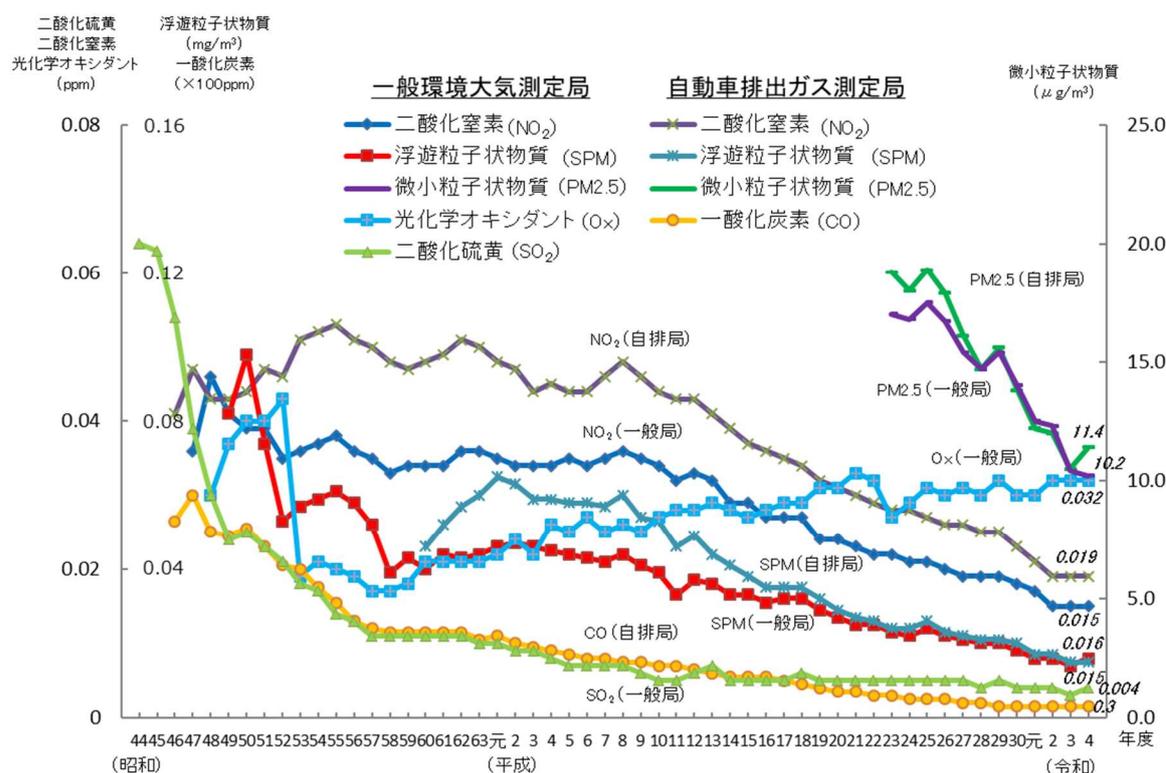
主な大気汚染物質の環境基準等達成状況の経年変化

測定項目/年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局	環境基準										
		環境保全目標										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
		環境保全目標										
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局	環境基準										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般環境大気測定局	環境基準										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
光化学オキシダント (O _x)	一般環境大気測定局	環境基準										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
非メタン炭化水素 (NMHC)	一般環境大気測定局	環境基準										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
二酸化硫黄 (SO ₂)*	一般環境大気測定局	環境基準										
	自動車排出ガス測定局	環境基準										
一酸化炭素 (CO)*	自動車排出ガス測定局	環境基準										

- ・円グラフの白色部分は基準等達成の測定局の割合を示す。
- ・環境基準の評価方法は、光化学オキシダント及び非メタン炭化水素を除き、長期的評価による。
- ・表中の数字は(環境基準等達成局数)/(有効測定局数)を示す。
- ・令和3年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(ともに一般局)の1局減少は、測定局の廃止による。
- ・令和3年度の光化学オキシダントの局数変化は一般局から自排局への移設による。
- ・令和4年度の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化硫黄の局数変化は常時監視網の再構築による。
- ・二酸化窒素については、国の環境基準を上回る独自の環境保全目標を設定している。
- ・非メタン炭化水素については環境基準はなく、本市独自の環境保全目標を設定している。



主な大気汚染物質の濃度の経年変化



・ グラフは有効測定局における年平均値の市内平均を示す。

ア. 二酸化窒素(NO₂)

令和4年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)0.015ppm、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)0.019ppmであり、全一般局(11局)、全自排局(8局)で環境基準を達成しました。また、より厳しい基準として定めた本市独自の環境保全目標については、一般局10局、自排局6局で達成しました。

イ. 浮遊粒子状物質*(SPM)

令和4年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.016mg/m³、自排局 0.015mg/m³であり、全一般局(7局)、全自排局(4局)で環境基準を達成しました。

ウ. 微小粒子状物質*(PM2.5)

令和4年度の微小粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 10.2μg/m³、自排局 11.4μg/m³であり、全一般局(6局)、全自排局(4局)で、環境基準を達成しました。

また、令和4年度は市内2地点で成分分析を実施し、その結果、2地点とも窒素酸化物*などのガス状の大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子が、全体質量の6割以上を占めています。

エ. 光化学オキシダント(Ox)

令和4年度の光化学オキシダント濃度の昼間の市内平均値は、一般局 0.032ppm、自排局 0.025ppmであり、全一般局(12局)、全自排局(1局)で環境基準を達成しませんでした。また、令和4年度の光化学スモッグ発令状況は、大阪府域では予報が1回、注意報が1回(大阪府域では、予報1回、注意報1回)でした。なお、平成11年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物及び揮発性有機化合物*(非メタン炭化水素を含む)の排出量については減少傾向にあります。

② 主な大気汚染対策

ア. 工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(以下「府条例」という。)に基づき、6月の「環境月間」や12月の「大気汚染防止推進月間」を中心に立入検査を実施し、汚染物質の排出削減に向けた指導や啓発を行っています。

1) 窒素酸化物(NOx)対策

法・府条例の規制基準に加え、大阪市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び窒素酸化物等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進や低NOx機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は減少傾向にあり、令和2年度は1,897トンとなっています。

2) 粒子状物質*対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で粒子化する二次粒子があり、大阪市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを進めています。

また、微小粒子状物質(PM2.5)については、国における調査研究を注視しながら、当分の間、中央環境審議会答申に基づき、これまでの粒子状物質対策を進めていきます。

3) 揮発性有機化合物対策

大阪市では法に基づく一定規模以上の塗装施設等への排出基準等の遵守指導や事業者の自主的取組み等により排出抑制を図っており、揮発性有機化合物の排出量は減少傾向にあります。

4) 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物や揮発性有機化合物を大気中へ多量に排出する工場・事業場への立入検査や、法・府条例に基づく規制基準の遵守指導、事業者による自主的取組みによる排出抑制等を行っています。

5) 水銀対策

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成27年6月に法が改正され、平成30年4月から施行されました。大阪市では、水銀について、これまでも府条例に基づき廃棄物焼却炉等の固定発生源からの排出抑制を進めてきましたが、改正法により新たに届出対象となった「水銀排出施設」に対し、届出や法令遵守の指導を行っています。

イ. 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。大阪市では、「悪臭防止法」に基

づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等における規制基準の遵守等について指導を行っています。

ウ. 石綿(アスベスト*)対策

大阪市では、令和2年6月の大気汚染防止法等の改正に伴い、平成17年12月に策定した「大阪市アスベスト対策基本方針」(現、「大阪市石綿(アスベスト)対策基本方針」)を改定し、各種対策を推進しています。

1) 解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

解体等工事における石綿の飛散防止対策については、法・府条例に基づき、届出指導及び事前の立入検査、大気中の石綿濃度の現地分析の実施等により作業基準等の遵守状況の確認を行うなど飛散防止の徹底を図っています。

また、特定建設作業*等の届出受付時に、石綿の有無に関する事前調査などの周知徹底や、労働基準監督署等の関係部署との連携による解体等工事の情報交換を行うとともに、解体等工事現場への一斉パトロールを実施しています。

さらに、改正大気汚染防止法の一部施行に伴い、令和4年4月から石綿の事前調査結果の報告が義務化されたことから、報告内容をもとに届出指導や立入検査を行うなど、これまで以上に無届作業の未然防止を図っています。

2) 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

石綿廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」の遵守徹底の指導を行っています。

3) 市有施設対策

平成8年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付け石綿等(注1)の使用実態調査を平成17年度に実施しました。調査の結果、吹付け石綿等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市石綿(アスベスト)対策基本方針」に基づき、除去や囲い込み等の対策工事を実施しました。(注2)

(注1) 吹付け石綿等:吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けひる石、折板裏打ち石綿断熱材

(注2) 囲い込み等を行った施設については、今後も適切な維持管理を行います。

4) 民間施設対策

未対策の民間施設については、対策の必要性を周知し、その推進に努めています。また、民間建築物にある露出した吹付け材の石綿の含有調査や石綿を含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。

5) 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

また、令和2年度より環境省の石綿読景の精度に係る調査に参画し、石綿健康相談の実施を見据えた調査検討を行うとともに、健康被害の早期発見及び適切な受診を促しました。

6) 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページに石綿(アスベスト)に関するサイトを設け、情報提供を図っています。

7) 一般環境大気中のモニタリング

令和4年度の測定結果では、市内平均値は0.073本/リットルであり、すべての調査地点で環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課)でやや高い値とする目安(1本/リットル)に比べて、十分に低い値でした。

Ⅱ. 自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法で自動車単体からの排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に基づく車種規制が適用されています。

1) 自動車からの窒素酸化物(NOx)排出量

大阪地域の自動車からのNOx排出量は各種施策の実施により削減され、令和2年度は2,019トンとなっています。

2) 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及び次世代自動車の普及促進など広域的施策を推進しています。

(ア) 局地的施策

道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や連続立体交差化(阪急京都線・千里線:南方～上新庄(京都線)、柴島～吹田(千里線))の実施により交通流の円滑化を図っています。

交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、迷惑駐車防止について市民意識の向上を図るため「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」(平成6年)に基づき、啓発などを実施しています。

(イ) 広域的施策

○ グリーン配送の推進

大阪市内に物品を納入等する事業者には、輸配送に環境負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を義務付け、次世代自動車等への転換促進を図っています。

○ 環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業として、公共交通機関利用についての啓発活動等を実施しています。

○ 公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するとともに、通勤・通学時や業務時の移動における不要不急の自動車使用の抑制を進めています。

○ おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施

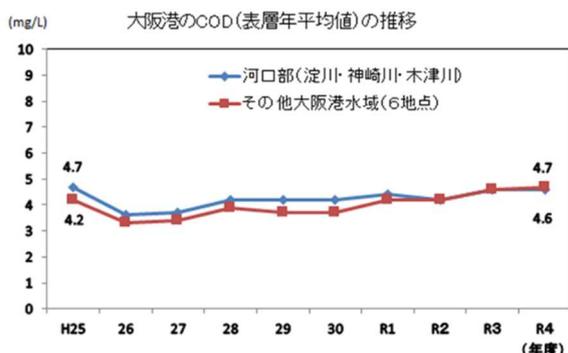
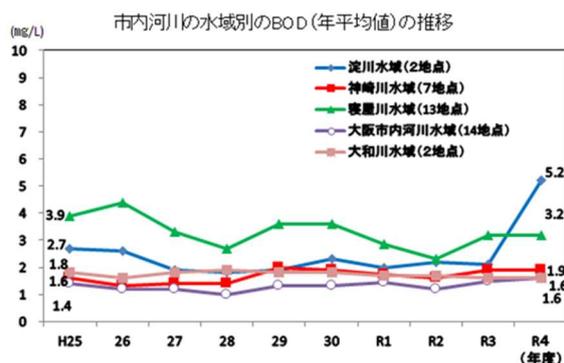
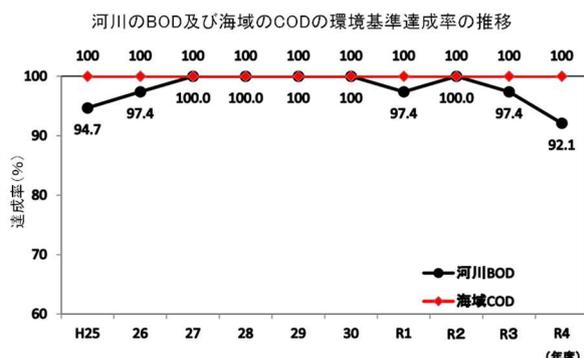
大阪府、堺市とともに、「大阪自動車環境対策推進会議」において、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を推進し、平成28年度からは、環境に配慮した自動車利用を実践しようとする全ての事業者の取組みを支援するため、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録」、「おおさか交通エコチャレンジ活動支援」、「表彰チャレンジ支援」を実施しています。

(2) 水環境

① 水環境の現状

ア. 水質汚濁の状況

大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準達成状況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、令和4年度の河川におけるBOD*、海域におけるCOD*については、一部の河川を除き環境基準を達成しています。



イ. 河川魚類生息状況調査

大阪市の河川では水質改善に伴って、多くの魚類の生息が確認されています。

令和4年度に河川で実施した魚類生息状況調査では、メダカやシロヒレタビラ、ニホンウナギなどの絶滅危惧種を含め、在来種42種が確認されました。また、コウライモロコヤクロダイなどの「きれいな水質の指標種」については、9地点で確認されました。本

市では、水辺の生物多様性を守るため、魚類が生息できる河川環境の改善・創造に努めてまいります。

② 水環境への取組み

令和3年3月に策定した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画に基づき、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、水質汚濁に係る国の環境基準の100%達成に向けて水質の保全などを進めるとともに、水環境に関する市民満足度の向上を図ることにより、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成に向けた取組みを進めます。

③ 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されています。

ア. 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道の改善と高度処理の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ100%に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっています。この問題に対して、平成14年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主に浮遊物質*(SS)除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法*(AO法)、窒素除去を目的としたステップ流入式多段硝化脱窒法*等の導入を進めています。

イ. 工場排水規制

1) 公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

2) 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施

設(汚水処理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立

入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

(3) 地盤環境

① 地盤沈下

ア. 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、法令等の地下水採取規制により、地盤沈下は昭和38年以降、沈静化しています。

イ. 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の敷設などの対策を進めてきました。

現在、地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例により、工業用、建築物用の地下水の採取が規制されています。大阪市では、これらの法令等による規制とともに、関係自治体による「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」に参画し、水準測量の実施などの情報交換に努めています。

② 地下水・土壌汚染

地下水・土壌汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が半明する事例が増えています。

ア. 地下水・土壌汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査及び継続監視調査を行っています。令和4年度の概況調査では、調査した5地点中4地点で環境基準を達成しています。

また、令和2年度に有機フッ素化合物*であるPFOS及びPFOA*が水質汚濁に係る要監視項目に指定されたことを受け、PFOS及びPFOAによる地下水汚染状況について個別に調査を実施しています。

土壌汚染については、令和4年度に報告書等の提出があった土壌調査55件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は44件となっています。基準超過があった土地については、「土壌汚染対策法」・府条例に基づき区域指定すること等で、健康被害が生じないように適切に管理されています。

イ. 地下水・土壌汚染対策

1) 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、大阪市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

2) 土壌汚染対策

(ア) 土壌汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壌汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壌汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行っています。

(イ) 自主的な土壌調査に対する指導

「土壌汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壌調査、対策に対しても、「土壌汚染対策法」・府条例に準じた指導を行っています。

(ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壌汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めています。

(エ) 土壌汚染に係る普及・啓発等

土壌汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明することで、市民の不安を解消することが重要です。大阪市では、土壌汚染が明らかとなった場合、周辺住民等に対して、その状況や対策について説明するよう事業者に指導しているほか、各種セミナー等において、大阪市の土壌汚染の状況などについて、講演等を行っています。

(4) 化学物質

① 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件(従業員数、取扱量等)に該当する事業者には、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、本市ホームページを活用した市域内の化学物質排出量の公表や啓発の実施などにより、市民に身の回りの化学物質についての関心を高めていただくことや、事業者による化学物質の自主的な管理の促進を図り、環境への排出抑制を進めています。

なお、大阪府域における令和3年度の化学物質のPRTR法等に基づく届出排出量は1,440トンとなっており、そのうち、1,102トン(77%)を揮発性有機化合物が占めています。

② 有害大気汚染物質対策

ア. 有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、法等に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質について環境モニタリングを行っています。そのうちベンゼンなどの4物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの11物質には健康リスクの低減を図るための指針値が設定されていますが、令和4年度はすべての調査地点でこれらを下回りました。

イ. 有害大気汚染物質対策

法ではベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質を指定物質とし、排出施設の種類及び排出抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し基準を遵守するよう指導しています。

また、府条例では、令和5年1月の府条例施行規則の改正に伴い、同年4月から規制対象物質が見直されました。人に対する発がん性や毒性の見地から、上記の法に定める3物質を含めた25物質が有害物質として規制されており、有害物質ごとに設備・構造基準や排出口基準が適用されています。

大阪市では、府条例に定める基準の遵守についても指導を行っています。

③ ダイオキシン類

ア. ダイオキシン類調査

1) 一般環境調査

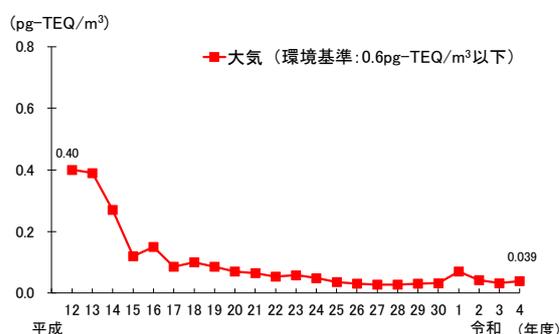
大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」第26条に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌について、ダイオキシン類濃度の調査を行っています。

令和4年度は、一部の河川における底質を除き、全ての調査地点で環境基準を達成しました。平成12年度からの市内平均濃度の経年変化については、次のとおりです。

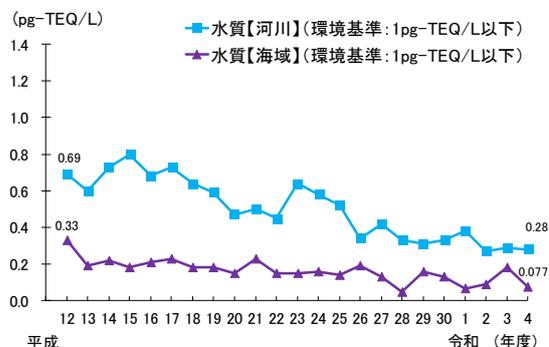
- 大気:平成15年度以降環境基準を大きく下回っており、ほぼ横ばいの傾向にあります。
- 水質:河川は、長期的にみると、緩やかな改善傾向にあります。
- 底質:河川は平成16年度をピークとして改善傾向にあり、海域は平成15年度以降、ほぼ横ばいの傾向にあります。

ダイオキシン類濃度(市内平均値)の経年変化

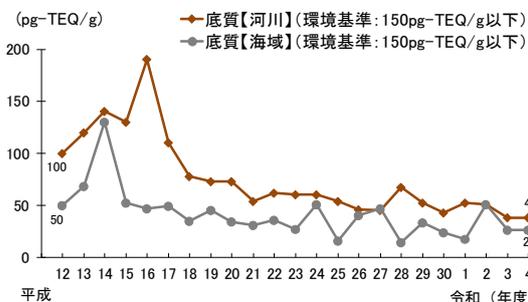
1. 大気



2. 水質



3. 底質



2) 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で0.0028pg-TEQ/L未滿(令和4年度)と、水道の要検討項目の目標値1pg-TEQ/L(暫定)を大きく下回っています。

イ. ダイオキシン類対策

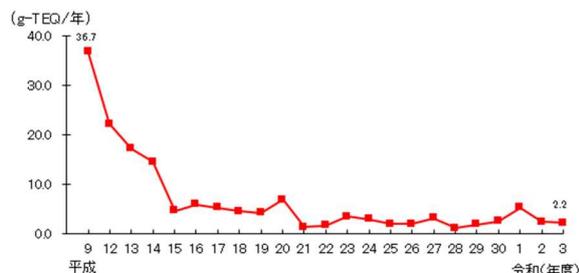
大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の設置者に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を指導しています。

1) 設置者による測定

「ダイオキシン類対策特別措置法」第 28 条により、廃棄物焼却炉等の排出ガス、排出水、ばいじん、燃え殻等の基準が適用される特定施設については、設置者がそれらの濃度を測定することが義務付けられており、令和 4 年度中に設置者により実施された測定の結果は、全て基準に適合していました。

なお、大阪市内の特定施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量は2.2g-TEQ/年(令和3年度)と推定され、規制が開始された平成 9 年度に比べおよそ94%減少しています。

ダイオキシン類の大気排出量の経年変化



(5) 騒音・振動

① 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事、カラオケ営業や自動車など広範に及んでいます。

大阪市では、道路(高速自動車国道、一般国道、府道、4車線以上の市道、及び自動車専用道路)に面する地域において、騒音測定を定期的実施し、沿道における住居の環境基準達成状況を把握しています(自動車騒音常時監視)。令和 3 年度の大阪市域における環境基準達成率は、93.6%となっています。

その他、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても測定を実施し、環境基準の達成状況を把握しています。

2) 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域(河川・港湾重複7区域)における平成 15～17 年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約 56ha、純汚染量(底質)約 93 万 m³、環境基準超過範囲は 160～7,200pg-TEQ/gと確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進するため、平成 17 年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」で浄化対策方針を策定し、この方針に基づき平成 18 年度から浄化対策に取り組んでいます。

なお、平成 22 年度の浄化対策の事前調査において、大正区福町堀の一部で国の暫定除去基準を超過する PCB が検出されたことから、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策に取り組んでいます。また、大阪府との連携のもと、市内河川における汚染範囲等の調査や「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

② 騒音・振動対策

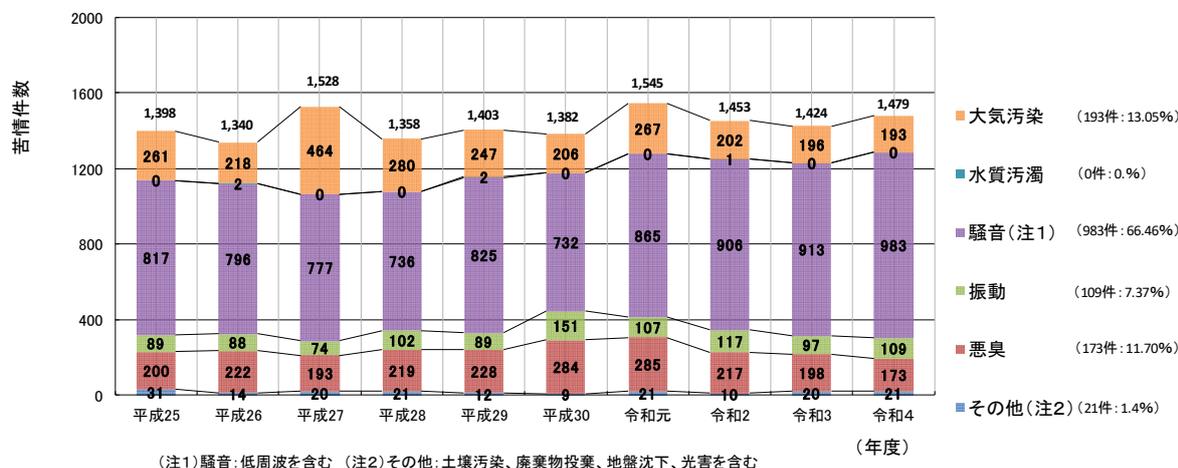
大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場からの騒音・振動に対する規制指導を行っています。法令に基づく届出により苦情発生未然防止を図り、苦情が発生した場合は、立入検査による指導を行っています。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業については、届出時に啓発指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等による苦情の未然防止に努めています。

また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の施工、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。

(6) 公害苦情の処理

大阪市では、事業活動に伴って生じる大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害苦情の相談に応じるとともに、市内 5 か所の環境局環境保全監視グループが発生源の規制指導を行うことによりその解決を図り、生活環境の保全に努めています。

令和 4 年度中に市民から寄せられた苦情件数は、1,479件(前年度に比べて 4%増加)であり、最も多い苦情は騒音に関するもので、苦情全体の 66.5%を占めています。これらのうち直接解決したものは、1,274件で解決率は 86%になっています。



(7) 公害健康被害の救済等

① 公害健康被害の補償等の実施

昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行にともない、大阪市では既存の被認定者に対して補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

ア. 既存の被認定者に対する補償

1) 認定更新等

「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行前に申請を行い、認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

令和 4 年度末現在 認定者数:4,806 名

2) 補償給付

被認定者及びその遺族に対し、補償給付(療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料)を行っています。

令和 4 年度 補償給付額:6,346 百万円

イ. 公害保健福祉事業

1) リハビリテーション事業

医師、保健師などによる機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及や運動療法を行っています。

令和 4 年度 7 回実施(41 名参加)

2) 転地療養事業

空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行っています。

令和 4 年度
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

3) 家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い特級及び 1 級の在宅療養者に対し空気清浄機などを貸与し、療養効果の促進を図っています。

令和 4 年度 貸与:0 件

4) 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターの保健師が被認定者に面接や家庭訪問を行い、病状回復を図るための療養指導を行っています。

令和 4 年度 面接指導数:延べ 153 名
家庭訪問指導数:延べ 186 名

5) インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業

被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

令和 4 年度 助成数:1,736 名

② 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施しています。

ア. 健康相談事業

1) ぜん息教室、親と子の健康回復教室、乳幼児アトピー・ぜん息相談

気管支ぜん息児童等とその保護者等を対象として、疾患に関する理解を深めていただくよう、適切な助言・指導を行っています。

令和4年度 11回実施(284名参加)

2) 呼吸器講演会

呼吸器疾患に関する相談に応じ、呼吸器の専門医による講話、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

令和4年度 5回実施(170名参加)

イ. 健康診査事業

アレルギー素因のある幼児を対象に、ぜん息に関する問診や、保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

令和4年度 6回実施(3名参加)

ウ. 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象に、療育上有効な機能回復訓練を行っています。

令和4年度
ぜん息児水泳教室 前半・後半の2クラス
1クール10回コース(34名参加)
〔新型コロナウイルス感染症の影響により
10回中8回中止〕

③ 健康影響調査

大阪市では、国の広域的、統一的な調査に協力しています。

ア. 「環境保健サーベイランス調査」

大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じる環境保健サーベイランスシステムを構築するための調査を実施しています。

令和4年度
西淀川区及び淀川区
回答者数 1,511名(3歳児)
1,525名(6歳児)

福祉局 Top Commitment

社会福祉、社会保障に関する事務事業を担当している福祉局では、高齢者、障がい者のための各種施設や、生活困窮者への支援、生活保護事務、国民健康保険、介護保険等の事業を実施しています。

高齢者や障がい者に関する多くの施設を所管しており、照明・OA機器の使用や空調設備の運転などにより、電気や都市ガスなどの多くのエネルギーを使用しているところです。このため、適正な冷暖房の温度設定、業務に影響のない範囲での減灯、LED照明の導入、冷温水発生器や空調機のスケジュール運転時間の緻密な調整及び施設運営に影響のない範囲での床暖房設備の使用抑制等により、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、効果的な施設の運用や「庁内環境管理計画」を推進し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

経済戦略局 Top Commitment

環境問題が地球規模に拡大する中、脱炭素社会の実現と大阪経済の持続的な発展の両立が今後の重要な課題の一つとなっており、当局ではそれらの両立に向けて取組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

脱炭素社会の実現に向けては、ESCO事業によるスポーツ関連施設の省エネルギー改修を図っており、今後も局所管施設における省エネルギー化に向けた取組みを進めてまいります。

また、脱炭素社会における大阪経済の持続的な発展に向けては、市内企業を対象として、省エネルギー化に関する相談の取組みを実施するとともに、先進的な技術開発の支援や、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介などにより、環境関連産業の振興を図るほか、特区制度を活用して新エネルギー関連企業の集積等に努めるなど、今後も企業の省エネルギー化と環境関連産業の振興を図り、大阪経済の持続的な発展を支援してまいります。

第4節 地球環境への貢献



地球温暖化や海洋ごみなど、地球規模の環境問題を解決するには、国、地方自治体、事業者、環境NGO/NPOなど、様々なレベルでの連携や支援が必要です。大阪市は、国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)への協力・支援や独立行政法人 国際協力機構(JICA)・環境省との連携などにより、地球環境に貢献する事業を積極的に推進するとともに、環境に配慮した製品の選択的購入など普段の生活の中で実践できる変革を広げていくことによって、世界の環境保全に好影響を与えていきます。

これらの取組みを通じて、気候変動対策や大気汚染・プラスチックごみによる海洋汚染など幅広い分野に渡る地球環境の改善に貢献します。

1 国連機関等への協力、支援

大阪市は、平成4年に国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)を鶴見区鶴見緑地に誘致し、公益財団法人 地球環境センター(GEC)とともに、環境分野における国際交流を推進することにより、開発途上国の環境問題の解決に取り組んでいます。

(1) 国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)の事業

廃棄物管理を主要な活動分野として、開発途上国を中心に、EST(環境上適正な技術)*の普及促進に取り組んでいます。

(2) 公益財団法人 地球環境センター(GEC)の事業

国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)を支援するために設立された法人で、UNEP-IETCの主な活動である、開発途上国への「廃棄物管理」の環境上適正な技術の適用、移転等への支援を通じて国際協力活動を行っています。また、日本国政府の二国間クレジット制度(JCM)*設備補助事業の執行団体を務めるなど、地球温暖化対策を支援する数多くの事業を実施することで、SDGsの達成やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

2 開発途上国・地域との交流とその支援

独立行政法人 国際協力機構(JICA)と協力して、大阪市がこれまで蓄積してきたさまざまな環境技術・専門的知識を提供する研修を実施しています。主要な研修は次のとおりです。

(1) 「都市の固形廃棄物管理の実務(収集、運搬、最終処分に重点を置いた)コース」

都市環境を考慮しつつ廃棄物処理を推進する知識と技術の習得、環境衛生の向上に資することを目的とした研修です。

令和4年度 延べ研修修了者:80か国 290名

(2) 「下水道システム維持管理」

開発途上国で下水道整備に従事する技術系行政官を対象に、都市の雨水対策をはじめ、衛生環境の改善、水質保全、維持管理技術などの知識と技術の習得を目的とした研修です。

令和4年度 延べ研修修了者:59か国 258名

(3) 「都市上水道維持管理(浄水・水質コース)及び(給・配水コース)」

開発途上国の水道施設の維持管理に携わる技術者、技術系行政官を対象に、浄水施設、給・配水施設の維持管理手法などの習得を目的とした研修です。

令和4年度 延べ研修修了者:72か国 325名

3 都市間協力の推進・官民連携による海外展開

(1) 水・環境技術の海外展開

「大阪 水・環境ソリューション機構(OWESA)」を設立し、上水道、下水道、廃棄物処理など水・環境分野において官民が連携した海外での事業展開をめざしています(平成23年度～)。

これまで、ベトナムやミャンマー等において、官民連携で水・環境に関する調査を実施し、実証事業の実施など現地での技術採用に向けた取組みを展開しています。今後も引き続き将来の事業化に向けた取組みを進めていきます。

(2) アジア等の諸都市における脱炭素都市形成支援

ベトナム・ホーチミン市の脱炭素都市形成を支援するため、令和3年3月に、協力に関する覚書を更新し、ホーチミン市気候変動対策実行計画の進捗管理のための人材育成や、脱炭素化プロジェクトの創出などを進めています。ホーチミン市では、令和4年度末までに13件の二国間クレジット制度(JCM)*プロジェクトが採択されるなど、同市の脱炭素化の推進に貢献し

ています。

令和3年8月には、フィリピン・ケソン市とも、協力に関する覚書を更新し、同市の脱炭素都市形成の実現に向けた都市間連携を進めています。

令和4年2月には、タイにおける最大の経済特区である東部経済回廊(EEC)事務局と協力に関する覚書を締結し、令和4年度末までに、2件のJCMプロジェクトが採択されました。

さらに、脱炭素に向けた取組み・計画等の共有のほか、ビジネスやイノベーションなどの分野でも連携・協力することをめざし、令和3年9月には、英国グレーター・マンチェスターと、欧州連合(EU)国際都市地域間協力(IURC)プログラムを活用した連携を開始しました。

また、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るため、平成28年6月に立ち上げた産学官連携の「Team OSAKA ネットワーク」の活動を通して、アジア諸都市等において、JCM等を活用したプロジェクトを創出する取組みを進めています。

令和4年度 参加団体:158団体

4 賢い消費者(スマートコンシューマー)への変革促進

普段の生活や生活を支える様々なサービスの提供によって引き起こされる地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題の解決に向けては、商品やサービス選択の判断基準に、価格だけではなく環境価値も持ち合わせた環境に配慮した消費行動などライフスタイルの変革が必要不可欠です。

脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化防止に資するあらゆる賢い選択をしていこうとい

う国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」を推進するため、関西広域連合と連携協力し、電力需要の多い夏季や冬季の省エネ・エコスタイル、省エネ家電への買替えなど環境に配慮した賢い消費者(スマートコンシューマー)としての行動を促進しています。

また、生ごみ「3きり」運動や調理材料を無駄にせず使い切る料理教室など家庭で取り組む食品ロス削減行動の促進も行っています。(第2章第2節参照)

5 地球環境に貢献する事業活動の促進

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、プラスチックごみ削減に貢献する事業者の先進的な技術・サービス等を効果的に発信する動画(1分・3分・10分版)を作成し、国内研修や国際ワークショップ等においても積極的に情報発信しています。

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進動画(3分)

<https://www.youtube.com/watch?v=k1IAnO3MMgc>



「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進動画

第5節 すべての主体の参加と協働



今日の環境問題には市民生活や企業活動が大きく関わっており、「脱炭素社会の実現」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」の実現には、市民・事業者・経済団体・環境 NGO/NPO・教育機関・行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げていくことによって全ての主体が環境問題について関心を持ち、正しく理解し、意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動の実践をめざした取り組みを進め、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs の達成に貢献します。

1 環境教育、啓発の推進

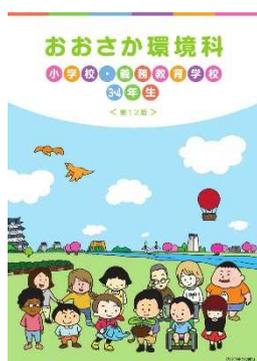
(1) 主な環境教育・学習事業

① 子どもの頃からの環境教育・学習

子どもの頃から、地球環境やごみ処理など身近な環境問題への意識の醸成を図るため、大阪市独自の環境副読本の作成及び授業での活用や施設見学などの参加・体験型事業を実施しました。

ア. おおさか環境科を活用した環境教育

各校園において、体験学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、環境教育の推進を図っています。平成 23 年度より大阪の環境の特色を踏まえた内容で構成する副読本「おおさか環境科」(小学校中学年・同高学年・中学生対象、平成 24 年度から活用開始)及び視聴覚教材を作成し、市立の小・中学校、義務教育学校及び市内にある府立の併設型中高一貫教育校に配付して授業での活用を図っています。また、平成 29 年度から大阪市の教育の電子データベース「waku².com-bee(大阪市の授業のスタンダード)」に掲載し、本市の教員が活用できるようにしているほか、令和 3 年度からは大阪市ホームページに副読本のデジタルブックを掲載しています。



副読本「おおさか環境科」

さらに、「環境教育指導資料」を大阪市教育センターホームページに掲載するとともに、環境教育研修(教職員対象)を実施しています。

ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000597430.html>



イ. 小学校における体験学習の実施

環境事業センターでは、小学校向けに出前授業を実施しており、ごみ分別や 3R に関する授業、ごみ収集

車への積み込み体験などを行っています。

令和 4 年度 実施数:216 回

ウ. ごみ焼却工場等の見学

大阪広域環境施設組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和 2 年度から工場見学の受入れを休止・制限してきましたが令和 3 年 7 月から再開しました。一方で、工場へ来なくてもごみ処理をオンラインで見て学んでいただけるよう、様々な動画や写真を同組合ホームページに掲載しています。

令和 4 年度 1,214 団体(12,961 名)

エ. こどもポスターコンクールの実施

児童に社会の一員としての自覚を養い、自ら進んで環境に配慮した行動を実践しようとする態度を育てることを目的として開催しています。

令和 4 年度

テーマ:「大阪・関西万博に向けてまちをきれいにしよう！」

応募総数:866 件

② 地域における環境教育・学習

地域ニーズに応じた環境学習講座等の開催や図書館等での啓発を実施しました。

令和 4 年度

開催回数:103 回 参加者数:2,195 名

③ 情報発信・普及啓発

6 月の「環境月間」や 10 月の「ごみ減量強化月間」等に合わせた取り組みのほか、通年で実施する地球温暖化防止活動の取り組みなど、さまざまな啓発活動を推進しています。

ア.ごみ焼却工場オープンデー

大阪広域環境施設組合では、ごみ焼却工場での、ごみの処理工程やエネルギーの有効利用、公害防止対策への理解を深めていただくために、予約なしで自由に見学できるオープンデーを開催しています。

令和4年度 開催回数 5回
参加者数 650人

イ.浄水場見学・出前水道教室

水道に関する理解と関心を深めていただくために、浄水場見学や、小学校や各地域に講師を派遣する出前水道教室を行っています。水道の歴史や水の循環などについて学んでいただくとともに、浄水過程のミニ実験も行っています。

令和4年度
浄水場見学 実施回数:436回
参加者数:11,164名
出前水道教室 実施回数:67回
参加者数:4,092名

ウ.ECO縁日

昔ながらの“縁日”を再現し、来場者が出展者の日頃実践している環境活動に関する発表や体験を通じて、人と自然、生活と環境の関わりについて学ぶイベントとして花博記念公園鶴見緑地内において開催してい

(2) 環境学習関連施設

① 環境活動推進施設(なにわECOスクエア)

環境学習講座や区役所等との連携、環境NGO/NPO、環境ボランティア等のネットワーク強化のためのプラットフォームとして、さらに生物多様性の拠点施設として活用しています。

ホームページ
<https://www.naniwa-ecostyle.net/naniwaecosquare/>



② 自然体験観察園

環境活動推進施設に隣接し、かつての里山・田園風景を手本とし、人と自然との関わり合いを、体験を通じて学べる「国際花と緑の博覧会」の理念「自然と人間との共生」を継承した屋外フィールド施設です。田んぼ・畑を活用した様々な体験学習や、園内の自然観察会を実施しています。

ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000390039.html>



ます。令和3年度からは、同時に、オンライン上でも開催しています。

令和4年度(オンライン同時開催)
開催日:11月12日 来場者数:7,719名
オンライン閲覧数:8,097件



エ.下水道科学館「体験型イベント」

下水道・水環境について考えるきっかけ作り、さらに環境問題などへの興味や学習意欲を喚起するイベント等を定期的に開催しています。

令和4年度 実施数:228回



③ 下水道科学館

「海外展開」「技術開発」「学習・研修」の3つの機能を持つ下水道に関する情報発信拠点として、下水道が生活に欠かせないライフラインであることを認識し、理解を深めてもらうためのPR施設です。

ホームページ

<https://www.osaka-ssm.jp/>



④ 自然史博物館

自然についての資料を収集し、その成り立ちやしくみ、変遷や歴史を、展示や普及活動、研究を通して広く知ってもらう施設です。

ホームページ

<https://www.omnh.jp/>



⑤ 天王寺動物園

動物の生息地にいるような臨場感あふれる生態的展示をはじめ、各種普及行事、講話プログラムなどを用いた環境教育の推進及び種の保存を通じて、生物多様性の維持に貢献する動物園として発展し続けます。

ホームページ

<https://www.tennojizoo.jp>



(3) 担い手の育成・パートナーシップの強化・環境貢献者の表彰

① 「なにわエコ会議」

市民、環境 NGO/NPO、事業者、学識経験者と行政との協働のもと、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けたさまざまな活動を推進し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与しています。環境情報誌「なにわエコウェブ」の発行や、地域と連携した環境教育・啓発イベント「環境ふれあいひろば」の開催などの実践活動を行っています。

環境ふれあいひろば in 中央

日時…令和4年11月26日(土) 11時~15時
場所…J:COM 中央区民センター 参加者…延べ561名
開催内容…

- ・NPO や団体による体験型、展示型ブースの設置
- ・なにわエコ会議賞状式やなにわエコ会議の取組み内容の紹介
- ・同時開催:COOL CHOICE コーナー(環境省)



② ネットワーク(おおさか環境ネットワーク、生物多様性に関するネットワーク)

環境活動を行う団体・NPO・企業や生物多様性に関する様々な主体が集い、連携をはかり、ネットワーク構築をめざすとともに、各主体が行う活動が地域で広がるよう各主体が行う取組みの情報共有や連携強化を目的とした会議を積極的に開催しています。

令和4年度 開催回数:8回

③ 大阪市エコボランティア

すべての主体が環境問題について関心を持ち、環境問題の解決に向けた行動を実践できるよう、大阪市の推進する環境学習事業や環境保全活動に積極的に携わり、環境保全活動のリーダーとなる大阪市エコボランティアと協働して環境問題の解決に向けた様々な活動を推進しています。

令和4年度
大阪市エコボランティア登録者数:164人

④ 環境貢献者の表彰

環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境への負荷の少ない環境共生型・資源循環型社会の形成を促進することを目的として、環境の保全と創造に関し顕著な功績のあった個人、団体・事業者及び学校園を表彰しています。

令和4年度
表彰件数:個人1件 団体・事業者2件
学校園1件

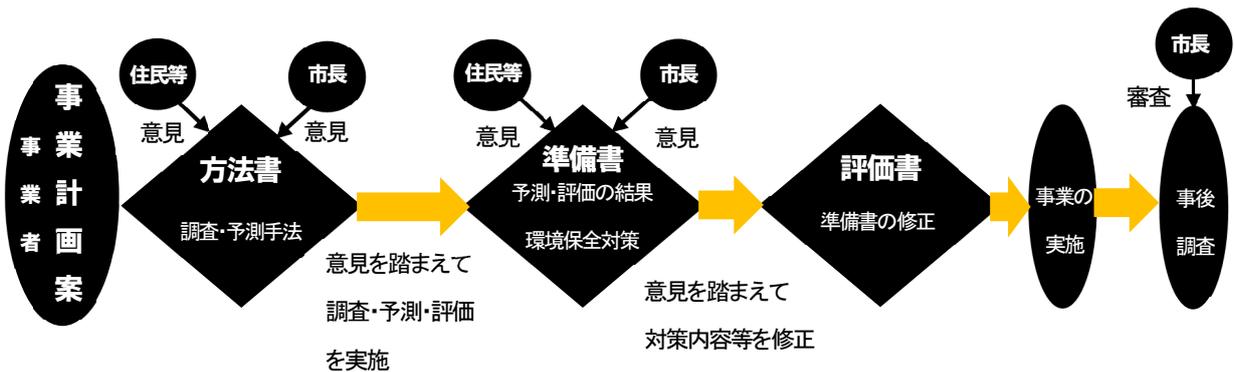
2 環境影響評価による環境配慮の推進

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聴くことにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるよう

にするための制度を実施しています。

これまでに大阪市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等は56事業です(令和4年度末現在)。

【環境影響評価項目】							
・大気質	・水質、底質	・地下水	・土壌	・騒音	・振動	・低周波音	・地盤沈下
・悪臭	・日照障害	・電波障害	・廃棄物、残土	・地球環境	・地象	・気象(風害を含む)	
・水象	・動物	・植物	・生態系	・景観	・自然とのふれあい活動の場		・文化財



3 大阪市が率先する取組み

(1) 大阪市市内環境管理計画の取組み

大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市市内環境管理計画」に基づき、昼休み時の不要な照明の消灯や、再生可能な紙ごみの分別・リサイクルなど、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでおり、各所属の温室効果ガス排出量や、省エネ・省資源の取組みの実施状況を公表しています。

また、全職員を対象に、eラーニング形式の研修を年3回実施しているほか、職員の環境保全の取組みを相互に点検・評価(クロスチェック)する内部監査、各所属の取組みについて有識者の専門的な助言をいただく外部評価を実施しています。

(2) グリーン購入*の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が平成13年4月に施行されたこ

とを受け、大阪市においても「大阪市グリーン調達方針」を平成14年6月から施行し、環境負荷の低減に役立つ取組みを推進しています。

(3) 電力調達に係る環境配慮の取組み

大阪市では、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出削減を推進するため、電力の調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者による環境負荷の低減に関する取組み状況等を考慮する環境配慮制度を平成20年度から導入しています。令和4年度は、大阪市の市有施設において、本制度による契約を11件(407施設)締結しました。

水道局 Top Commitment

お客さまにお届けしている水道水は、地球環境と密接に関係しており、環境に深くかかわる水道水を供給する事業者といたしまして、環境に配慮した事業運営を行っていく重大な責務があると考えております。

水道局では、これまでにポンプ設備をはじめとする水道施設に関する種々の省エネルギー対策の実施や、太陽光発電、小水力発電の導入といった再生可能エネルギーの利用向上、さらには浄水発生土の有効利用をはじめとする廃棄物の減量化の施策などに率先して取り組んできたほか、職場改善運動(かいぜんWater)提案制度を通じて、環境保全・環境負荷低減の取組みを含む、数多くの改善事例を提案し、各職場で実践するなど、さまざまな分野での環境施策を進めてまいりました。

また、マイボトルに水道水が補充できる給水スポット「水色スイッチ」の設置や、市民が参加する催し等を行う市民活動団体等を対象とした移動型給水スポット「水色スイッチポータブル」の貸出、「おおさかマイボトルパートナーズ」へ参画する企業との連携及び学校における環境教育の取組みとの連携などにより、脱プラスチックの取組みの一環としてペットボトル水の利用からマイボトルによる水道水の飲用利用へのライフスタイルの転換の勧奨を行っております。

今後も引き続き、取水、浄水及び送・配水など水づくりの各工程におけるエネルギー使用量の削減に取り組むとともに、工事現場や、事務室における業務運営など、事業運営のあらゆる面で温室効果ガスの排出量削減やプラスチックごみの削減につながる取組みを着実に進め、地球環境への負荷の軽減による持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

水道局キャラクター
「ぴゅあら」

